令和３年３月１０日提出

今治市議会定例会（第２回）議案

今治市議会定例会（第２回）議案目次

議　案 番　号	件　　名	ページ
21	令和３年度　今治市一般会計予算	別　冊
22	令和３年度　今治市用地取得特別会計予算	〃
23	令和３年度　今治市墓園事業特別会計予算	〃
24	令和３年度　今治市船舶交通特別会計予算	〃
25	令和３年度　今治市港湾事業特別会計予算	〃
26	令和３年度　今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
27	令和３年度　今治市小規模下水道特別会計予算	〃
28	令和３年度　今治市駐車場特別会計予算	〃
29	令和３年度　今治市国民健康保険特別会計予算	〃
30	令和３年度　今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
31	令和３年度　今治市介護保険特別会計予算	〃
32	令和３年度　今治市水道事業会計予算	〃
33	令和３年度　今治市簡易水道事業会計予算	〃
34	令和３年度　今治市工業用水道事業会計予算	〃
35	令和３年度　今治市公共下水道事業会計予算	〃
36	今治市固定資産評価審査委員会条例及び今治市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
37	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	9

38	今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	13
39	今治市上朝児童育成施設条例を廃止する条例制定について	17
40	今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	21
41	今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	27
42	今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	31
43	今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	37
44	今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	41
45	今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	55
46	今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	67
47	今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	141
48	今治市レンタサイクル条例の一部を改正する条例制定について	177
49	今治市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	181

50	今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について	187
51	今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	193
52	今治市朝倉牛神古墳公園条例を廃止する条例制定について	197
53	今治市伯方ふるさと歴史公園条例を廃止する条例制定について	201
54	今治市営体育館条例の一部を改正する条例制定について	205
55	今治市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例制定について	211
56	今治市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について	217
57	今治市木工館条例を廃止する条例制定について	223
58	今治市定住自立圏形成方針の変更について	227
59	船舶交通特別会計への繰入れについて（令和３年度）	277
60	港湾事業特別会計への繰入れについて（令和３年度）	279
61	小規模下水道特別会計への繰入れについて（令和３年度）	281

議会第２回議案第36号

今治市固定資産評価審査委員会条例及び今治市職員団体
の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

申請書等の押印及び提出部数を見直すとともに、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市固定資産評価審査委員会条例及び今治市職
員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

（今治市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第１条　今治市固定資産評価審査委員会条例（平成17年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「書記３人」を「４人以内の書記」に改める。

第５条第１項中「正副２通」を削り、同条中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第７条第１項中「副本」を「写し」に改め、「正副２通の」を削り、同条第３項及び第４項中「副本」を「写し」に改める。

第８条第３項中「署名押印」を「氏名の記載を」に改める。

第９条第５項中「し、提出者がこれに署名押印」を削り、同条第８項中「署名押印」を「氏名の記載を」に改める。

第10条第２項及び第11条第２項中「署名押印」を「氏名の記載を」に改める。

第12条第１項中「正副２通」を削り、「作成し」の次に「、審査申出人及び市長に対して通知し」を加え、同条第２項を削る。

（今治市職員団体の登録に関する条例の一部改正）

第２条　今治市職員団体の登録に関する条例（平成17年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「正副２通の」及び「それぞれ」を削る。

第４条第２項中「正副２通の」を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

「参　考」

第１条による今治市固定資産評価審査委員会条例改正条項新旧対照表

新	旧
（書記）	（書記）
第４条　委員会に、４人以内の書記＿＿を置く。	第４条　委員会に、＿＿＿＿＿書記３人を置く。
２～３　略	２～３　略
（審査の申出）	（審査の申出）
第５条　法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書＿＿＿＿を委員会に提出してしなければならない。	第５条　法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副２通を委員会に提出してしなければならない。
２～３　略	２～３　略
＿	４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。
４　略	５　略
５　略	６　略
（書面審理）	（書面審理）
第７条　委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の写し及び必要があると認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、＿＿＿＿＿弁明書の提出を求めるものとする。	第７条　委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要があると認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副２通の弁明書の提出を求めるものとする。
２　略	２　略
３　委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその写し及び必要があると認める資料の概要を記載した文書	３　委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要があると認める資料の概要を記載した文書

を送付しなければならない。	を送付しなければならない。
4　審査申出人は、弁明書の写しの送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。	4　審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。
5　略	5　略
（審査申出人の口頭による意見陳述）	（審査申出人の口頭による意見陳述）
第８条　略	第８条　略
2　略	2　略
3　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに氏名の記載をしなければならない。	3　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印　　しなければならない。
（1）～（3）　略	（1）～（3）　略
（口頭審理）	（口頭審理）
第９条　略	第９条　略
2～4　略	2～4　略
5　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載　　しなければならない。	5　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
（1）～（3）　略	（1）～（3）　略
6～7　略	6～7　略
8　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに氏名の記載をしなければならない。	8　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印　　しなければならない。
（1）～（5）　略	（1）～（5）　略
（実地調査）	（実地調査）
第10条　略	第10条　略

２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに氏名の記載をしなければならない。 （１）～（４）　略 （議事についての調書） 第11条　略 ２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに氏名の記載をしなければならない。 （１）～（４）　略 （決定書の作成） 第12条　委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成し、審査申出人及び市長に対して通知しなければならない。 （１）～（４）　略	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 （１）～（４）　略 （議事についての調書） 第11条　略 ２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 （１）～（４）　略 （決定書の作成） 第12条　委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副２通を作成しなければならない。 （１）～（４）　略 ２　法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

「参　考」

第２条による今治市職員団体の登録に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（登録の申請） 第２条　職員団体が今治市公平委員会（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した＿＿＿＿＿申請書に＿＿＿＿規約を添付して、提出しなければならない。 （１）～（３）　略 ２　略 （規約の変更又は解散の届出） 第４条　略 ２　職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、＿＿＿＿＿届出書を提出しなければならない。 ３～４　略	（登録の申請） 第２条　職員団体が今治市公平委員会（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副２通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。 （１）～（３）　略 ２　略 （規約の変更又は解散の届出） 第４条　略 ２　職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副２通の届出書を提出しなければならない。 ３～４　略

議会第２回議案第37号

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）の廃止に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
附　則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員の特殊勤務手当の特例） 20　別表第５の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を新型コロナウイルス感染症対応手当として支給する。この場合において、当該手当を支給するときは、その対象となった業務に対し発生する防疫等作業手当及び出動手当は、支給しない。 （１）～（２）　略	附　則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員の特殊勤務手当の特例） 20　別表第５の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を新型コロナウイルス感染症対応手当として支給する。この場合において、当該手当を支給するときは、その対象となった業務に対し発生する防疫等作業手当及び出動手当は、支給しない。 （１）～（２）　略

議会第２回議案第38号

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

減免の対象者の範囲を拡大し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例の一部を改正する条例

今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第51条第１項第５号中「災害その他特別の事情があるもの」を「震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けた者」に改め、同項に次の１号を加える。

（６）　前各号に掲げる者のほか、特別の事情がある者

第51条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに」を「前項の申請は、」に、「市長に提出しなければならない」を「、市長に提出することにより行うものとする」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の第51条の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（市民税の減免） 第51条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 （１）～（４）　略 （５）　震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けた者 （６）　前各号に掲げる者のほか、特別の事情がある者 ２　前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 ３　前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。 （１）～（３）　略 ４　略	（市民税の減免） 第51条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 （１）～（４）　略 （５）　災害その他特別の事情があるもの ２　前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（３）　略 ３　略

議会第２回議案第39号

今治市上朝児童育成施設条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市上朝児童育成施設を廃止しようとするもの。

今治市上朝児童育成施設条例を廃止する条例

今治市上朝児童育成施設条例（平成18年今治市条例第95号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに発生した使用料については、廃止前の今治市上朝児童育成施設条例の規定は、なおその効力を有する。

議会第２回議案第40号

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の
特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

対象となる公の施設を追加しようとするもの。

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例（平成22年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）」の次に「及び今治市サイクルステーション条例（平成17年今治市条例第194号）」を加え、同条第４項中「今治市多目的温泉保養館条例（平成17年今治市条例第166号）に規定する今治市多目的温泉保養館」を「今治市多目的温泉保養館条例（平成17年今治市条例第166号）、今治市鈍川せせらぎ交流館条例（平成17年今治市条例第195号）及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例（平成17年今治市条例第205号）に規定する今治市多目的温泉保養館、今治市鈍川せせらぎ交流館の浴場及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の浴場」に改め、同条に次の１項を加える。

５　障害者及びその介助者（障害者１人につき１人に限る。）が今治市宮窪カレイ山展望公園条例（平成17年今治市条例第199号）及び今治市営キャンプ場条例（平成17年今治市条例第206号）に規定するキャンプ場を利用する場合の基本使用料は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（今治市鈍川せせらぎ交流館条例の一部改正）

３　今治市鈍川せせらぎ交流館条例（平成17年今治市条例第195号）の一部を次のように改正する。

別表第１障害者の項を削る。

（今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例の一部改正）

４　今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例（平成17年今治市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表第１一般の部障害者の項を削る。

「参　考」

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（使用料の特例）	（使用料の特例）
第３条　略	第３条　略
２　障害者及びその介助者（障害者１人につき１人に限る。）が今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）及び今治市サイクルステーション条例（平成17年今治市条例第194号）に規定するレンタサイクルを利用する場合の使用料は、半額とする。	２　障害者及びその介助者（障害者１人につき１人に限る。）が今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）に規定するレンタサイクルを利用する場合の使用料は、半額とする。
３　略	３　略
４　障害者及びその介助者（障害者１人につき１人に限る。）が今治市多目的温泉保養館条例（平成17年今治市条例第166号）、今治市鈍川せせらぎ交流館条例（平成17年今治市条例第195号）及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例（平成17年今治市条例第205号）に規定する今治市多目的温泉保養館、今治市鈍川せせらぎ交流館の浴場及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の浴場を利用する場合の使用料（個人１回利用の場合に限る。）は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。	４　障害者及びその介助者（障害者１人につき１人に限る。）が今治市多目的温泉保養館条例（平成17年今治市条例第166号）に規定する今治市多目的温泉保養館を利用する場合の使用料（個人１回利用の場合に限る。）は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
５　障害者及びその介助者（障害者１人につき１人に限る。）が今治市宮窪カレイ山展望公園条例（平成17年今治市条例第199号）及び今治市営キャンプ場条例（平成17年今治市条例第206号）に規定するキャンプ場を利用す	

る場合の基本使用料は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。	

議会第２回議案第41号

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険条例（平成17年今治市条例第153号）の一部を次のように改正する。

附則第４条第１項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市国民健康保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第４条　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 ２～３　略	附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第４条　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症 に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 ２～３　略

議会第２回議案第42号

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

国民健康保険税の減額方法を改めようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第26条第１号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第２号及び第３号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第４項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に、「同項中「法第703条の５に規定する総所得金額」とあるのは」を「同条中「法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは」に、「金額によるものとする。）」」を「金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条	（保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	を超えない世帯に係る納税義務者
ア ～ カ　略	ア ～ カ　略
（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア ～ カ　略	ア ～ カ　略
（３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険	（３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア ～ カ　略 附　則 （公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例） ４　当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法　　第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア ～ カ　略 附　則 （公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例） ４　当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同項中「法第703条の５に規定する総所得金額」とあるのは　　「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」　　とする。

議会第２回議案第43号

今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

令和３年度から令和５年度までの介護保険料率を据え置こうとするもの。

今治市介護保険条例の一部を改正する条例

今治市介護保険条例（平成17年今治市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「平成30年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

「参　考」

今治市介護保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
（保険料率） 第11条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第９条第１号に規定する者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（９）　略 ２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,100円とする。 ３　第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,800円とする。 ４　第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,600円とする。	（保険料率） 第11条　平成30年度から令和２年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第９条第１号に規定する者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（９）　略 ２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和２年度＿＿＿＿＿＿＿＿における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,100円とする。 ３　第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和２年度＿＿＿＿＿＿＿＿における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,800円とする。 ４　第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和２年度＿＿＿＿＿＿＿＿における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,600円とする。

議会第２回議案第44号

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を

「第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
第５章　雑則（第34条）」

に改める。

第４条に次の２項を加える。

５　指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第７条第２項中「求めることができること」の次に「、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第９号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを１号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の１号を加える。

(21)　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検

討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の１項を加える。

４　指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第22条の２　指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の１条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の２　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の１項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第30条の２　指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の１章を加える。

第５章　雑則

（電磁的記録等）

第34条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第16条第20号の次に１号を加える改正規定は、同年10月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、この条例による改正後の今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第４条第５項及び第30条の２（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第22条の２（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置）

4　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第24条の２（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

「参　考」

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
目次 第１章～第３章　略 第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条） 第５章　雑則（第34条） 附則 （基本方針） 第４条　略 ２～４　略 ５　指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （内容及び手続の説明及び同意） 第７条　略 ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第４条に規定する基本方針及び利	目次 第１章～第３章 第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条） 附則 （基本方針） 第４条　略 ２～４　略 （内容及び手続の説明及び同意） 第７条　略 ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第４条に規定する基本方針及び利

用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３～７　略

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条　指定居宅介護支援の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

（１）～（８）　略

（９）　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができ

用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３～７　略

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条　指定居宅介護支援の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

（１）～（８）　略

（９）　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議

るものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。	をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。
（10）～（20）　略	（10）～（20）　略
（21）　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、	

市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。	
(22) ～ (31)　略	(21) ～ (30)　略
（運営規程）	（運営規程）
第21条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第21条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）～（５）　略	（１）～（５）　略
（６）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（７）　略	（６）　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第22条　略	第22条　略
２～３　略	２～３　略
４　指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第22条の２　指定居宅介護支援事業者は、感染	

症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の２　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防

及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（掲示）	（掲示）
第25条　略	第25条　略
２　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	
（虐待の防止）	
第30条の２　指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
第５章　雑則	
（電磁的記録等）	
第34条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存	

その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	

議会第２回議案第45号

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年今治市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第36条）」を「（第36条－第37条）」に改める。

第４条に次の２項を加える。

５　指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

６　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の１項を加える。

４　指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の２　指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の１条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の２　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の１項を加える。

２　指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第29条の２　指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第９号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第36条を第37条とし、第６章中同条の前に次の１条を加える。

（電磁的記録等）

第36条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、この条例による改正後の今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第４条第５項及び第29条の２（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第20条（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第21条の２（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置）

４　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第23条の２（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

「参　考」

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
目次 第１章～第５章　略 第６章　雑則（第36条－第37条） 附則 （基本方針） 第４条　略 ２～４　略 ５　指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ６　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （運営規程） 第20条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 （１）～（５）　略	目次 第１章～第５章　略 第６章　雑則（第36条） 附則 （基本方針） 第４条　略 ２～４　略 （運営規程） 第20条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 （１）～（５）　略

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（７）　略	（６）　略
（勤務体制の確保）	（勤務体制の確保）
第21条　略	第21条　略
２～３　略	２～３　略
４　指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第21条の２　指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）	

第23条の２　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 （２）　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 （３）　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （掲示）	（掲示）
第24条　略	第24条　略
２　指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （虐待の防止） 第29条の２　指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　当該指定介護予防支援事業所におけ	

る虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第33条　指定介護予防支援の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（１）～（８）　略

（９）　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第33条　指定介護予防支援の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（１）～（８）　略

（９）　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議

得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
（10）～（28）　略	（10）～（28）　略
（電磁的記録等）	
第36条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
２　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同	

意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 （委任） 第37条　略	 （委任） 第36条　略

議会第２回議案第46号

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４節　運営に関する基準（第196条―第202条）」を

「　第４節　運営に関する基準（第196条―第202条）
　第10章　雑則（第203条）　」に改める。

第３条第２項中「市町」を「市町村」に改め、同条に次の２項を加える。

３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第６条第５項第１号中「指定短期入所生活介護事業所をいう。」の次に「第47条第４項第１号及び」を加え、同項第２号中「指定短期入所療養介護事業所をいう。」の次に「第47条第４項第２号において同じ。」を加え、同項第３号中「指定特定施設をいう。」の次に「第47条第４項第３号において同じ。」を加え、同項第４号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の次に「第47条第４項第４号において同じ。」を加え、同項第５号中「指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。」の次に「第47条第４項第５号、」を加え、同項第６号中「指定地域密着型特定施設をいう。」の次に「第47条第４項第６号、」を加え、同項第７号中「指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。」の次に「第47条第４項第７号、」を加え、同項第８号中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の次に「第47条第４項第８号及び」を加える。

第16条、第28条の見出し及び同条中「市町」を「市町村」に改める。

第31条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の１項を加える。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第32条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の１項を加える。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の１項を加える。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第３項及び第４項中「市町」を「市町村」に改める。

第39条第１項中「構成される協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第１項及び第87条におい

て「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第３項中「市町」を「市町村」に改める。

第40条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第40条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条第２項第５号中「市町」を「市町村」に改める。

第47条第１項第１号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第２号中「とする。」を削り、同項第３号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の５項を加える。

３　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

（１）　指定短期入所生活介護事業所

（２）　指定短期入所療養介護事業所

（３）　指定特定施設

（４）　指定小規模多機能型居宅介護事業所

（５）　指定認知症対応型共同生活介護事業所

（６）　指定地域密着型特定施設

（７）　指定地域密着型介護老人福祉施設

（８）　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

（９）　指定介護老人福祉施設

(10)　介護老人保健施設

(11)　指定介護療養型医療施設

(12)　介護医療院

５　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

６　当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

７　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第２項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の１項を加える。

５　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要

かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条中「市町」を「市町村」に改め、同条に次の１項を加える。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第58条第２項第３号中「市町」を「市町村」に改める。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定」を「第32条の２から第38条まで及び第40条から第41条までの規定」に、「第33条及び第34条」を「第32条の２第２項、第33条第１項並びに第３項第１号及び第３号、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第３項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の１項を加える。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周

知徹底を図ること。

（２） 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第１項中「構成される協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第４項中「市町」を「市町村」に改める。

第59条の19第２項第３号中「市町」を「市町村」に改める。

第59条の20中「第34条から第38条まで」を「第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の３中「第34条から第38条まで」を「第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２」に、「第34条において同じ」を「第34条第１項において同じ」に、「第34条中」を「第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」に、「及び第59条の13第３項」を「、第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号」に改める。

第59条の34中第９号を第10号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９） 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第１項中「構成される安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の37第２項第４号中「市町」を「市町村」に改める。

第59条の38中「第34条から第38条まで」を「第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２」に、「、第34条中」を「、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第１項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第３項」を「第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号」に改める。

第64条第１項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第66条第１項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第２項中「第82条第７項」の次に「、第110条第９項」を加える。

第66条第１項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第73条中第10号を第11号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第79条第２項第３号中「市町」を「市町村」に改める。

第80条中「第34条から第38条まで」を「第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

第82条第６項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第３項中「第111条第２項」を「第111条第３項」に改める。

第87条中「担当者を招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第94条中「市町」を「市町村」に改める。

第100条中第10号を第11号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第１項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提

供を行うことができる。

第104条及び第107条第２項第５号中「市町」を「市町村」に改める。

第108条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第３項」の次に「及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号」を加える。

第110条第１項中「（宿直勤務を除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第５項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第９項を第10項とし、第８項の次に次の１項を加える。

９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第１項中「１又は２」を「１以上３以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第７項第１号中「検討する委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第８項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　外部の者による評価

（２）　第128条において準用する第59条の17第１項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第３項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の１項を加える。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条第２項第４号中「市町」を「市町村」に改める。

第128条中「第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条」を「第32条の２、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「「第６章第４節」と」の次に「、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第６項第１号中「検討する委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第９号を第10号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第４項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設

従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の１項を加える。

５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第148条第２項第５号中「市町」を「市町村」に改める。

第149条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に、「、第34条中「定期巡回・随時対応訪問型介護看護従業者」を「、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「「第７章第４節」と」の次に「、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第150条第３項中「市町」を「市町村」に改める。

第151条第１項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第１項第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第３項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第８項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、

同項第１号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第２号から第４号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第６項第１号中「検討する委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第６項中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の２条を加える。

（栄養管理）

第163条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第３項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の１項を加える。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第２項第１号中「検討する委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「まん延の防止のための研修」の次に「並びに感

染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第１項第３号中「防止のための委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第175条第２項中「市町」を「市町村」に改める。

第176条第２項第４号中「市町」を「市町村」に改める。

第177条中「第34条、第36条、第38条、第41条」を「第32条の２、第34条、第36条、第38条、第40条の２、第41条」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第179条第２項中「市町」を「市町村」に改める。

第180条第１項第１号ア中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号ア（ウ）中「次のいずれかを満たすこと。」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。」に改め、同号ア（ウ）(i)及び(ii)を削る。

第182条第８項第１号中「検討する委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第186条中第９号を第10号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９） 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第４項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の１項を加える。

５ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第34条、第36条、第38条、第41条」を「第32条の２、第34条、第36条、第38条、第40条の２、第41条」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対

応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第201条第２項第７号中「市町」を「市町村」に改める。

第202条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「、第59条の13中」を「、第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中」に改める。

本則に次の１章を加える。

第10章　雑則

（電磁的記録等）

第203条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第12条第１項（第59条、第59条の20、第59条の20の３、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第１項、第136条第１項及び第155条第１項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、改正後の

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第３項及び第40条の２（第59条、第59条の20、第59条の20の３、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12（第59条の20の３において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第32条の２（第59条、第59条の20、第59条の20の３、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第33条第３項（第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第２項（第59条の20の３、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第59条の13第３項（第59条の20の３、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第３項、第146条第４項、第169条第３項及び第187条第４項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

６　施行日以降、当分の間、新条例第180条第１項第１号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第151条第１項第３号ア及び第187条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、改正前の今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第１項第１号（ウ）（ⅱ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

8　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第163条の２（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

9　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第163条の３（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

10　施行日から起算して６月を経過する日までの間、新条例第175条第１項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第１号から第３号までに定める措置を講じるとともに、次の第４号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

11　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第171条第２項第３号（第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

「参　考」

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
目次 第１章～第８章　略 第９章　看護小規模多機能型居宅介護 第１節～第３節　略 第４節　運営に関する基準（第196条―第202条） 第10章　雑則（第203条） 附則 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第３条　略 ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 ３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地	目次 第１章～第８章　略 第９章　看護小規模多機能型居宅介護 第１節～第３節　略 第４節　運営に関する基準（第196条―第202条） 附則 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第３条　略 ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町　、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）
第６条　略	第６条　略
２～４　略	２～４　略
５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
（１）　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第47条第４項第１号及び第151条第12項において同じ。）	（１）　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿第151条第12項において同じ。）
（２）　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第４項第２号において同じ。）	（２）　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（３）　指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第１項に規定する指定特定施設をいう。第47条第４項第３号において同じ。）	（３）　指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第１項に規定する指定特定施設をいう。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（４）　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第４項第４号において同じ。）	（４）　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（５） 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第４項第５号、第64条第１項、第65条、第82条第６項、第83条第３項及び第84条において同じ。）	（５） 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第１項、第65条、第82条第６項、第83条第３項及び第84条において同じ。）
（６） 指定地域密着型特定施設（第129条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第47条第４項第６号、第64条第１項、第65条第１項及び第82条第６項において同じ。）	（６） 指定地域密着型特定施設（第129条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第１項、第65条第１項及び第82条第６項において同じ。）
（７） 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第47条第４項第７号、第64条第１項、第65条第１項及び第82条第６項において同じ。）	（７） 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第１項、第65条第１項及び第82条第６項において同じ。）
（８） 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第４項第８号及び第５章から第８章までにおいて同じ。）	（８） 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第５章から第８章までにおいて同じ。）
（９）～（12） 略	（９）～（12） 略
６～12 略	６～12 略
（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）	（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）
第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第24	第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第24

項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。	項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町　に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。
（利用者に関する市町村への通知）	（利用者に関する市町　への通知）
第28条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	第28条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町　に通知しなければならない。
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
（運営規程）	（運営規程）
第31条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第31条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）～（７）　略	（１）～（７）　略
（８）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（９）　略	（８）　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第32条　略	第32条　略

２～４　略	２～４　略
５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第32条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第33条　略	第33条　略

２　略	２　略
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（掲示）	（掲示）
第34条　略	第34条　略
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも	

関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	
（苦情処理）	（苦情処理）
第38条　略	第38条　略
２　略	２　略
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。	３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町　が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町　の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町　が行う調査に協力するとともに、市町　から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。	４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町　からの求めがあった場合には、前項の指導又は助言への対応の内容を市町　に報告しなければならない。
５～６　略	５～６　略
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第39条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有す	第39条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有す

る者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第１項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	る者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
２　略	２　略
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
４　略	４　略
（虐待の防止） 第40条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のため	

の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 （２）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 （３）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 （４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 （記録の整備） 第42条　略 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）～（４）　略 （５）　第28条に規定する市町村への通知に係る記録 （６）～（７）　略 （訪問介護員等の員数） 第47条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問	（記録の整備） 第42条　略 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）～（４）　略 （５）　第28条に規定する市町　への通知に係る記録 （６）～（７）　略 （訪問介護員等の員数） 第47条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問

介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第２項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

（１）　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上

（２）　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

（３）　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以

介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第２項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

（１）　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

（２）　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

（３）　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以

上確保されるために必要な数以上	上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
2　略	2　略
3　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	
4　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）　指定短期入所生活介護事業所 （2）　指定短期入所療養介護事業所 （3）　指定特定施設 （4）　指定小規模多機能型居宅介護事業所 （5）　指定認知症対応型共同生活介護事業所 （6）　指定地域密着型特定施設 （7）　指定地域密着型介護老人福祉施設 （8）　指定看護小規模多機能型居宅介護事	

業所	
（９） 指定介護老人福祉施設	
(10) 介護老人保健施設	
(11) 指定介護療養型医療施設	
(12) 介護医療院	
５ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	
６ 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。	
７ 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	
（運営規程）	（運営規程）
第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（7）　略	（1）～（7）　略
（8）　虐待の防止のための措置に関する事項	（8）　略
（9）　略	
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第56条　略	第56条　略
2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。	2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。
3　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等か	3　前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合であって、利用者の処遇に支障がない

らの通報を受けることができる。

４　略

５　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（地域との連携等）

第57条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

（記録の整備）

第58条　略

ときは、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

４　略

（地域との連携等）

第57条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町　等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町　が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第58条　略

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
（３）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録	（３）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録
（４）～（５）　略	（４）～（５）　略
（準用）	（準用）
第59条　第９条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の２から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第19条、第32条の２第２項、第33条第１項並びに第３項第１号及び第３号、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。	第59条　第９条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定　　は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第19条、第33条及び第34条　　中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

（運営規程） 第59条の12　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（９）　略 (10)　虐待の防止のための措置に関する事項 (11)　略 （勤務体制の確保等） 第59条の13　略 ２　略 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の	（運営規程） 第59条の12　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（９）　略 (10)　略 （勤務体制の確保等） 第59条の13　略 ２　略 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第59条の15　略	第59条の15　略
２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
３　略	２　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第59条の16　略	第59条の16　略
２　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	２　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（１）　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	

（地域との連携等） 第59条の17　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ２～３　略 ４　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ５　略 （記録の整備） 第59条の19　略 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に	（地域との連携等） 第59条の17　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ２～３　略 ４　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ５　略 （記録の整備） 第59条の19　略 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に

関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（２）　略

（３）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

（４）～（６）　略

（準用）

第59条の20　第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と　　読み替えるものとする。

（準用）

第59条の20の３　第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２、第41条、第53条及び第59条の２、第59条の４、第59条の５第４項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31

関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（２）　略

（３）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録

（４）～（６）　略

（準用）

第59条の20　第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで　　、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、　　「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第59条の20の３　第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで　　、第41条、第53条及び第59条の２、第59条の４、第59条の５第４項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31

条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の９第４号、第59条の10第５項、第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第２項第２号中「次条において準用する第20条第２項」とあるのは「第20条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第４号中「次条において準用する第38条第２項」とあるのは「第38条第２項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の９第４号、第59条の10第５項及び第59条の13第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第２項第２号中「次条において準用する第20条第２項」とあるのは「第20条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第４号中「次条において準用する第38条第２項」とあるのは「第38条第２項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第59条の34　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第59条の34　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（８）　略	（１）～（８）　略
（９）　虐待の防止のための措置に関する事項	（９）　略
(10)　略	
（安全・サービス提供管理委員会の設置）	（安全・サービス提供管理委員会の設置）
第59条の36　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。	第59条の36　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。
２～３　略	２～３　略
（記録の整備）	（記録の整備）
第59条の37　略	第59条の37　略
２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録	（４）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録

（５）～（７）　略

（準用）

第59条の38　第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２、第41条、第59条の７（第３項第２号を除く。）、第59条の８及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第１項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「12月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第４項中「第59条の５第４項」とあるのは「第59条の26第４項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第64条　指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サ

（５）～（７）　略

（準用）

第59条の38　第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の７（第３項第２号を除く。）、第59条の８及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「12月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第４項中「第59条の５第４項」とあるのは「第59条の26第４項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第64条　指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サ

ービス基準第70条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第66条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第８条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次	ービス基準第70条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第８条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次

条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第70条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

２　略

（利用定員等）

第65条　略

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第７項、第110条第９項及び第191条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共

条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第70条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

２　略

（利用定員等）

第65条　略

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第７項＿＿＿＿＿＿及び第191条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共

用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。	用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２　略	２　略
（運営規程）	（運営規程）
第73条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第73条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（９）　略	（１）～（９）　略
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項	
(11)　略	(10)　略
（記録の整備）	（記録の整備）
第79条　略	第79条　略
２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
（３）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録	（３）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録

（４）～（６）　略

（準用）

第80条　第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条の２、第41条、第53条、第59条の６、第59条の７、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第４項中「第59条の５第４項」とあるのは「第63条第４項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第82条　略

２～５　略

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表

（４）～（６）　略

（準用）

第80条　第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の６、第59条の７、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第４項中「第59条の５第４項」とあるのは「第63条第４項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第82条　略

２～５　略

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表

の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のい	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型	看護師又は准看護師

の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のい	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型	看護師又は准看護師

ずれかがある場合	訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	

７～13　略

（管理者）

第83条　略

２　略

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第３項、第112条及び第193条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第64条第３項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第87条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当

ずれかがある場合	訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	

７～13　略

（管理者）

第83条　略

２　略

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第２項、第112条及び第193条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第64条第３項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第87条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当

たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（法定代理受領サービスに係る報告）	（法定代理受領サービスに係る報告）
第94条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村（法第42条の２第９項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	第94条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町（法第42条の２第９項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（運営規程）	（運営規程）
第100条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第100条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（９）　略	（１）～（９）　略
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項	
(11)　略	(10)　略
（定員の遵守）	（定員の遵守）
第101条　略	第101条　略
２　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第１項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	
（調査への協力等）	（調査への協力等）

第104条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。	第104条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町　が行う調査に協力するとともに、市町　から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
（記録の整備）	（記録の整備）
第107条　略	第107条　略
２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
（５）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録	（５）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録
（６）～（８）　略	（６）～（８）　略
（準用）	（準用）
第108条　第９条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３	第108条　第９条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条　　、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、

号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と、第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第110条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と、第59条の13第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第110条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対

応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介	応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	
２～４　略	２～４　略
５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。	５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
６～８　略	６～８　略
９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な	

連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。	
10　略	9　略
11　略	10　略
（管理者）	（管理者）
第111条　略	第111条　略
２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	
３　略	２　略
第113条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。	第113条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１又は２とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、１の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。
２～７　略	２～７　略
（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）	（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第117条　略	第117条　略
２～６　略	２～６　略
７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
（２）～（３）　略	（２）～（３）　略
８　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	８　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
（１）　外部の者による評価	
（２）　第128条において準用する第59条の17第１項に規定する運営推進会議における評価	
（管理者による管理）	（管理者による管理）
第121条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設	第121条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設

を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
（運営規程）	（運営規程）
第122条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第122条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（６）　略	（１）～（６）　略
（７）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（８）　略	（７）　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第123条　略	第123条　略
２　略	２　略
３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし	

た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（記録の整備）	（記録の整備）
第127条　略	第127条　略
２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録	（４）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録
（５）～（７）　略	（５）～（７）　略
（準用）	（準用）
第128条　第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と	第128条　第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条　、第59条の11、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、　「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看

、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。
（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）	（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）
第138条　略	第138条　略
２～５　略	２～５　略
６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（２）～（３）　略	（２）～（３）　略
７　略	７　略
（運営規程）	（運営規程）

第145条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第145条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（８）　略	（１）～（８）　略
（９）　虐待の防止のための措置に関する事項	
(10)　略	（９）　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第146条　略	第146条　略
２～３　略	２～３　略
４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害され	

ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第148条　略

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（４）　略

（５）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

（６）～（８）　略

（準用）

第149条　第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護

（記録の整備）

第148条　略

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（４）　略

（５）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録

（６）～（８）　略

（準用）

第149条　第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条　、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応訪問型介護看護従業者　」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と　、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護

について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。
（基本方針）	（基本方針）
第150条　略	第150条　略
２　略	２　略
３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町　、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第151条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	第151条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　栄養士又は管理栄養士　１以上	（４）　栄養士　　１以上
（５）～（６）　略	（５）～（６）　略
２　略	２　略
３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならな	３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならな

い。ただし 、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	い。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
４～７　略	４～７　略
８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める	８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（１）　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

（２）　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

（３）　病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

（４）　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

９～12　略

13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護

職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（１）　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　栄養士＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、機能訓練指導員又は介護支援専門員

（２）　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

（３）　病院　栄養士＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

（４）　介護医療院　栄養士＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿又は介護支援専門員

９～12　略

13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護

老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17　略

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第157条　略

２～５　略

６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）～（３）　略

７　略

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第158条　略

２～５　略

６　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下こ

老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17　略

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第157条　略

２～５　略

６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）～（３）　略

７　略

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第158条　略

２～５　略

６　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

の項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。	をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
７～12　略	７～12　略
（栄養管理） 第163条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	
（口腔衛生の管理） 第163条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
（運営規程） 第168条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	（運営規程） 第168条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（７）　略	（１）～（７）　略
（８）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（９）　略	（８）　略

（勤務体制の確保等）

第169条　略

２　略

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第171条　略

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及び

（勤務体制の確保等）

第169条　略

２　略

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第171条　略

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及び

まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	まん延の防止のための対策を検討する委員会＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
（２）　略	（２）　略
（３）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（３）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を定期的に実施すること。
（４）　略	（４）　略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第175条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。	第175条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
（３）　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	（３）　事故発生の防止のための委員会＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ	２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町＿、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ

なければならない。

３～４　略

（記録の整備）

第176条　略

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（３）　略

（４）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

（５）～（７）　略

（準用）

第177条　第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条、第36条、第38条、第40条の２、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要

なければならない。

３～４　略

（記録の整備）

第176条　略

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（３）　略

（４）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録

（５）～（７）　略

（準用）

第177条　第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条　　、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、　　「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要

介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。
（基本方針）	（基本方針）
第179条　略	第179条　略
２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町　、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（設備）	（設備）
第180条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第180条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
（１）　ユニット	（１）　ユニット
ア　居室	ア　居室
（ア）　略	（ア）　略
（イ）　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。	（イ）　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

（ウ）　１の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

（エ）　略

イ～エ　略

（２）～（５）　略

２　略

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第182条　略

２～７　略

８　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周

（ウ）　１の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

（i）　10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

（ii）　ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

（エ）　略

イ～エ　略

（２）～（５）　略

２　略

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第182条　略

２～７　略

８　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周

知徹底を図ること。	知徹底を図ること。
（２）～（３）　略	（２）～（３）　略
９　略	９　略
（運営規程）	（運営規程）
第186条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第186条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（８）　略	（１）～（８）　略
（９）　虐待の防止のための措置に関する事項	
(10)　略	（９）　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第187条　略	第187条　略
２～３　略	２～３　略
４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は	

優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（準用）	（準用）
第189条　第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条、第36条、第38条、第40条の２、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第１項から第４項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護に	第189条　第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第１項から第４項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護に

ついて知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第５号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同条第６号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第７号中「第175条第３項」とあるのは「第189条において準用する第175条第３項」と、第176条第２項第２号中「第155条第２項」とあるのは「第189条において準用する第155条第２項」と、同項第３号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第189条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。

（記録の整備）

第201条　略

２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（６）　略

（７）　次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

（８）～（10）　略

（準用）

第202条　第９条から第13条まで、第20条、第

ついて知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第５号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同条第６号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第７号中「第175条第３項」とあるのは「第189条において準用する第175条第３項」と、第176条第２項第２号中「第155条第２項」とあるのは「第189条において準用する第155条第２項」と、同項第３号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第189条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。

（記録の整備）

第201条　略

２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（６）　略

（７）　次条において準用する第28条に規定する市町　への通知に係る記録

（８）～（10）　略

（準用）

第202条　第９条から第13条まで、第20条、第

22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護

22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護

小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第６項」とあるのは「第191条第７項各号」と読み替えるものとする。	小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第６項」とあるのは「第191条第７項各号」と読み替えるものとする。
第10章　雑則	
（電磁的記録等）	
第203条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第12条第１項（第59条、第59条の20、第59条の20の３、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第１項、第136条第１項及び第155条第１項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のう	

ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	

議会第２回議案第47号

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）」を「　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）
第５章　雑則（第91条）」に改める。

第３条第２項中「市町」を「市町村」に改め、同条に次の２項を加える。

３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第８条第１項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第10条第１項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第９条第２項中「同条第７項」の次に「及び第71条第９項」を加える。

第10条第１項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第18条、第24条の見出し及び同条中「市町」を「市町村」に改める。

第27条中第10号を第11号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第３項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の１項を加える。

４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の１項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条第３項及び第４項並びに第37条第１項中「市町」を「市町村」に改める。

第37条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第37条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第１項中「構成される協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第４項中「市町」を「市町村」に改める。

第40条第２項第３号中「市町」を「市町村」に改める。

第44条第６項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第７項中「支援を行うもの（以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第３項中「第71条第２項」を「第71条第３項」に改める。

第49条中「担当者を招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第54条中「市町」を「市町村」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第１項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第61条及び第64条第２項第５号中「市町」を「市町村」に改める。

第65条中「、第31条から第36条まで、第37条（第４項を除く。）から第39条まで」を「、第28条の２、第31条から第39条まで（第37条第４項を除く。）」に、「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第28条第３項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「、同項、第28条第３項及び第４項、第28条の２第２項、第31条第２項第１号及び第３号、第32条第１項並びに第37条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と」に改める。

第71条第１項中「（宿直勤務を除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第５項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、

同条中第10項を第11項とし、第９項を第10項とし、第８項の次に次の１項を加える。

９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第１項中「１又は２」を「１以上３以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第３項第１号中「検討する委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第３項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の１項を加える。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害

されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第２項第４号中「市町」を「市町村」に改める。

第86条中「、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第４項を除く。）、第38条、第39条」を「、第28条の２、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第４項及び第39条第５項を除く。）」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を「同項、第28条の２第２項、第31条第２項第１号及び第３号、第32条第１項並びに第37条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と」に改める。

第87条第２項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　外部の者による評価

（２）　前条において準用する第39条第１項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の１章を加える。

第５章　（電磁的記録等）

（電磁的記録等）

第91条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第１項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、この条例による改正後の今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第３項及び第37条の２（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第28条の２（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置）

4　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第31条第２項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5　施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第28条第３項（第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第３項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

「参　考」

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
目次 第１章～第３章 第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護 第１節～第４節　略 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条） 第５章　雑則（第91条） 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第３条　略 ２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 ３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のた	目次 第１章～第３章 第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護 第１節～第４節　略 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条） 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第３条　略 ２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町　、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

め、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（従業者の員数）

第８条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第６項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第６項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第10条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通

（従業者の員数）

第８条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第６項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第６項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通

所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第45条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準第90条、第110条若しくは第131条の規定を満たすために必要な数以上とする。

２　略

（利用定員等）

第９条　略

２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以

所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第45条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準第90条、第110条若しくは第131条の規定を満たすために必要な数以上とする。

２　略

（利用定員等）

第９条　略

２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以

下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第６項において同じ。）の運営（同条第７項及び第71条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は

下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第６項において同じ。）の運営（同条第７項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は

同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。	同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２　略	２　略
（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助）	（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
第18条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の２各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。	第18条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の２各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。
（利用者に関する市町村への通知）	（利用者に関する市町への通知）
第24条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介	第24条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介

護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町　に通知しなければならない。
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
（運営規程）	（運営規程）
第27条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第27条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）～（９）　略	（１）～（９）　略
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項	
(11)　略	(10)　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第28条　略	第28条　略
２　略	２　略
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を	３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

講じなければならない。	
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（業務継続計画の策定等）	
第28条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第30条　略	第30条　略
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業	

者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
3　略	2　略
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第31条　略	第31条　略
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（1）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
（2）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
（3）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（掲示）	（掲示）
第32条　略	第32条　略

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	
（苦情処理）	（苦情処理）
第36条　略	第36条　略
２　略	２　略
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。	３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市町　が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町　の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町　が行う調査に協力するとともに、市町　から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。	４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市町　からの求めがあった場合には、前項の指導又は助言への対応の内容を市町　に報告しなければならない。
５～６　略	５～６　略
（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第37条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけれ	第37条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町　、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけれ

ばならない。	ばならない。
２～４　略	２～４　略
（虐待の防止）	
第37条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	
（１）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
（２）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	
（３）　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第39条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、	第39条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、

介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

２～３　略

４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

５　略

（記録の整備）

第40条　略

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（２）　略

介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

２～３　略

４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

５　略

（記録の整備）

第40条　略

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（２）　略

（３）　第24条に規定する市町村への通知に係る記録

（４）～（６）　略

（従業者の員数等）

第44条　略

２～５　略

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病	介護職員

（３）　第24条に規定する市町への通知に係る記録

（４）～（６）　略

（従業者の員数等）

第44条　略

２～５　略

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病	介護職員

	床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又

	床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又

は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

８～13　略

（管理者）

第45条　略

２　略

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第71

は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下＿＿＿＿＿＿「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

８～13　略

（管理者）

第45条　略

２　略

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第71

条第３項及び第72条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第３項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	条第２項及び第72条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第３項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第49条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	第49条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（法定代理受領サービスに係る報告）	（法定代理受領サービスに係る報告）
第54条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村（法第54条の２第	第54条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町（法第54条の２第

９項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（運営規程）

第57条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）～（９）　略

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　略

（定員の遵守）

第58条　略

２　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第１項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の

９項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（運営規程）

第57条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）～（９）　略

(10)　略

（定員の遵守）

第58条　略

終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	
（調査への協力等）	（調査への協力等）
第61条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。	第61条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町　が行う調査に協力するとともに、市町　から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
（記録の整備）	（記録の整備）
第64条　略	第64条　略
２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
（５）　次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録	（５）　次条において準用する第24条に規定する市町　への通知に係る記録

（６）～（８）　略

（準用）

第65条　第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の２、第31条から第39条まで（第37条第４項を除く。）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第３項及び第４項、第28条の２第２項、第31条第２項第１号及び第３号、第32条第１項並びに第37条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第39条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第71条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対

（６）～（８）　略

（準用）

第65条　第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第４項を除く。）から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第28条第３項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第71条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対

応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において	応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	
２～４　略	２～４　略
５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。	５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
６～８　略	６～８　略
９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事	

業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。	
10　略	9　略
11　略	10　略
（管理者）	（管理者）
第72条　略	第72条　略
２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	
３　略	２　略
第74条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。	第74条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１又は２とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事

２～７　略	業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、１の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。 ２～７　略
（身体的拘束等の禁止） 第78条　略 ２　略 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２）～（３）　略	（身体的拘束等の禁止） 第78条　略 ２　略 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２）～（３）　略
（管理者による管理） 第79条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。	（管理者による管理） 第79条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。

ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
（運営規程）	（運営規程）
第80条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第80条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（６）　略	（１）～（６）　略
（７）　虐待の防止のための措置に関する事項	
（８）　略	（７）　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第81条　略	第81条　略
２　略	２　略
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必	

要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（記録の整備）	（記録の整備）
第85条　略	第85条　略
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録	（４）　次条において準用する第24条に規定する市町　への通知に係る記録
（５）～（７）　略	（５）～（７）　略
（準用）	（準用）
第86条　第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の２、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第４項及び第39条第５項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の２第２項、第31条第２項第１号及び第３号、第32条第１項並びに第37条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第39条第１	第86条　第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第４項を除く。）、第38条、第39条　、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と　、第39条第１

項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）	（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）
第87条　略	第87条　略
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
（１）　外部の者による評価	
（２）　前条において準用する第39条第１項に規定する運営推進会議における評価	
３～５　略	３～５　略
第５章　（電磁的記録等）	
（電磁的記録等）	
第91条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知	

覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第１項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	

議会第２回議案第48号

今治市レンタサイクル条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

レンタサイクルの使用料を改定しようとするもの。

今治市レンタサイクル条例の一部を改正する条例

今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第２電動アシスト自転車の項中「1,600円」を「2,500円」に改め、同表タンデム自転車の項中「1,300円」を「3,000円」に改め、同表その他の自転車の項貸出料金の欄中「1,100円」を「2,000円」に、「300円」を「500円」に改める。

附　則

この条例は、令和３年７月１日から施行し、改正後の今治市レンタサイクル条例の規定は、同日以後の使用許可に係るものについて適用する。

「参　考」

今治市レンタサイクル条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
別表第２（第７条関係）
レンタサイクル使用料
<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">貸出料金</th><th rowspan="2">乗捨加算料</th></tr>
<tr><th>大人</th><th>小学生以下の者</th></tr>
<tr><td>電動アシスト自転車</td><td>６時間以内
2,500円</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>タンデム自転車</td><td>１日につき
3,000円</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他の自転車</td><td>１日につき
2,000円</td><td>１日につき
500円</td><td>大人
1,100円
小学生以下の者
500円</td></tr>
</table>
備考　略
</td><td>
別表第２（第７条関係）
レンタサイクル使用料
<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">貸出料金</th><th rowspan="2">乗捨加算料</th></tr>
<tr><th>大人</th><th>小学生以下の者</th></tr>
<tr><td>電動アシスト自転車</td><td>６時間以内
1,600円</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>タンデム自転車</td><td>１日につき
1,300円</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他の自転車</td><td>１日につき
1,100円</td><td>１日につき
300円</td><td>大人
1,100円
小学生以下の者
500円</td></tr>
</table>
備考　略
</td></tr>
</table>

議会第２回議案第49号

今治市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

漁港使用料の改定その他所要の改正をしようとするもの。

今治市漁港管理条例の一部を改正する条例

今治市漁港管理条例（平成17年今治市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項中「（港銭）」を「（係船料）」に改める。

別表第１　２　使用料（一般使用料）の表中「1,006,994円」を「1,013,000円」に改める。

別表第１　２　使用料（港銭）の表を次のように改める。

（係船料）

区分	単位	料金	その他
定期船	総トン数１トン１回につき	0.7円	漁船を除く。
不定期船	総トン数１トン１回24時間までごとにつき	１円	漁船を除く。

別表第１備考第４項及び別表第２備考第２項中「ただし、港銭については、この限りでない。」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市漁港管理条例改正条項新旧対照表

新

（占用料等）

第13条　略

２　占用料等は、前納（別表第１　２使用料（係船料）を除く。）しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

３～４　略

別表第１（第13条関係）

１　占用料

表　略

２　使用料

（一般使用料）

種別	単位		料金	その他
	期間	数量		
切符売場	１月	１m²	482 円	
大浜地区遊漁船保管施設	１月		1,013,000 円	
待合所売店	１月	１コマ	16,500 円	
その他のもの	１年	使用の目的及び態様に応じ市長が定める額		

（係船料）

区分	単位	料金	その他
定期船	総トン数１トン１回につき	0.7円	漁船を除く。

旧

（占用料等）

第13条　略

２　占用料等は、前納（別表第１　２使用料（港銭）を除く。）しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

３～４　略

別表第１（第13条関係）

１　占用料

表　略

２　使用料

（一般使用料）

種別	単位		料金	その他
	期間	数量		
切符売場	１月	１m²	482円	
大浜地区遊漁船保管施設	１月		1,006,994円	
待合所売店	１月	１コマ	16,500円	
その他のもの	１年	使用の目的及び態様に応じ市長が定める額		

（港銭）

種別	区分	料金	料金	その他
係船料	定期船	総トン数１トン１回に	0.7円	漁船を除く。

不定期船	総トン数１トン１回24時間までごとにつき	１円	漁船を除く。

備考

１～３　略

４　１件の料金が50円に満たないときは、50円とする。

５～６　略

別表第２（第14条関係）

土砂採取料又は占用料

表　略

備考

１　略

２　１件の料金が50円に満たないときは、50円とする。

３　略

		つき		
	不定期船	総トン数１トン１回24時間までごとにつき	１円	漁船を除く。
泊地	定期船	総トン数１トン１回24時間までごとにつき	0.7円	漁船を除く。
	不定期船		１円	

備考

１～３　略

４　１件の料金が50円に満たないときは、50円とする。ただし、港銭については、この限りでない。

５～６　略

別表第２（第14条関係）

土砂採取料又は占用料

表　略

備考

１　略

２　１件の料金が50円に満たないときは、50円とする。ただし、港銭については、この限りでない。

３　略

議会第２回議案第50号

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正に伴う改正その他所要の改正をしようとするもの。

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年今治市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条ただし書中「、第４種の道路にあっては」を削る。

第22条ただし書及び第27条ただし書中「することができる」を「することができ、第３種第５級の道路にあっては、同表によらないことができる」に改める。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の１条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

２　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第49号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（曲線部の片勾配） 第18条　車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第３種の道路で自転車道等を設けないものにあっては、６パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。 表　略	（曲線部の片勾配） 第18条　車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第３種の道路で自転車道等を設けないものにあっては、６パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第４種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。 表　略
（縦断勾配） 第22条　車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができ、第３種第５級の道路にあっては、同表によらないことができる。 表　略	（縦断勾配） 第22条　車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。 表　略
（合成勾配） 第27条　合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）	（合成勾配） 第27条　合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）

は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が１時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができ、第３種第５級の道路にあっては、同表によらないことができる。	は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が１時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。
表　略	表　略
（交通安全施設）	（交通安全施設）
第33条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。	第33条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。
（歩行者利便増進道路）	
第44条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。	
２　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。	
３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18	

年法律第91号）第10条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第49号）で定める基準に適合する構造とするものとする。	
第45条～第46条　略	第44条～第45条　略

議会第２回議案第51号

今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

伯方隅田団地を廃止しようとするもの。

今治市営住宅条例の一部を改正する条例

今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）の一部を次のように改正する。

別表伯方隅田の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市営住宅条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伯方平尾</td><td>今治市伯方町有津甲1388番地２</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伯方湊</td><td>今治市伯方町木浦甲1726番地２</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伯方平尾</td><td>今治市伯方町有津甲1388番地２</td></tr>
<tr><td>伯方隅田</td><td>今治市伯方町北浦甲1186番地２</td></tr>
<tr><td>伯方湊</td><td>今治市伯方町木浦甲1726番地２</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議会第２回議案第52号

今治市朝倉牛神古墳公園条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市朝倉牛神古墳公園を廃止しようとするもの。

今治市朝倉牛神古墳公園条例を廃止する条例

今治市朝倉牛神古墳公園条例（平成17年今治市条例第109号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議会第２回議案第53号

今治市伯方ふるさと歴史公園条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市伯方ふるさと歴史公園を廃止しようとするもの。

今治市伯方ふるさと歴史公園条例を廃止する条例

今治市伯方ふるさと歴史公園条例（平成17年今治市条例第99号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに発生した使用料については、廃止前の今治市伯方ふるさと歴史公園条例の規定は、なおその効力を有する。

議会第２回議案第54号

今治市営体育館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市営玉川国民体育館、今治市営伯方武道場及び今治市営伯方伊方体育館を廃止しようとするもの。

今治市営体育館条例の一部を改正する条例

今治市営体育館条例（平成17年今治市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第１今治市営玉川国民体育館の項、今治市営伯方武道場の項及び今治市営伯方伊方体育館の項を削る。

別表第３玉川国民体育館の項を削り、同表中「伯方木浦体育館、伯方伊方体育館」を「伯方木浦体育館」に改め、同表伯方武道場の項を削る。

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、別表第１今治市営伯方武道場の項を削る改正規定及び別表第３伯方武道場の項を削る改正規定は、令和７年３月31日までの間において別に規則で定める日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

２　今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市体育施設指定管理者選定審議会の項中「、今治市営玉川国民体育館」、「、今治市営伯方武道場」及び「、今治市営伯方伊方体育館」を削る。

「参　考」

今治市営体育館条例改正条項新旧対照表

新

別表第１（第２条関係）

名称	位置
今治市営中央体育館	今治市別宮町六丁目２番２号
今治市営大西体育館	今治市大西町新町甲797番地
今治市営菊間コミュニティホール	今治市菊間町浜812番地
今治市営伯方木浦体育館	今治市伯方町木浦乙331番地２
今治市営伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲1668番地の29

別表第３（第９条、第17条の４関係）

施設名称	施設区分	使用時間	施設使用料	照明施設使用料
大西体育館	競技場	１時間までごとに	660円	1,070円
	武道場	１時間ま	1,020円	

旧

別表第１（第２条関係）

名称	位置
今治市営中央体育館	今治市別宮町六丁目２番２号
今治市営玉川国民体育館	今治市玉川町高野甲27番地１
今治市営大西体育館	今治市大西町新町甲797番地
今治市営菊間コミュニティホール	今治市菊間町浜812番地
今治市営伯方木浦体育館	今治市伯方町木浦乙331番地２
今治市営伯方武道場	今治市伯方町木浦甲3599番地６
今治市営伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲1668番地の29
今治市営伯方伊方体育館	今治市伯方町伊方甲1820番地５

別表第３（第９条、第17条の４関係）

施設名称	施設区分	使用時間	施設使用料	照明施設使用料
玉川国民体育館		１時間までごとに	100円	250円
大西体育館	競技場	１時間までごとに	660円	1,070円
	武道場	１時間ま	1,020円	

		でごとに		
	卓球場（１台）	１時間までごとに	200円	
	トレーニング室	１人１回	120円	
		回数券11枚つづり	1,200円	
	会議室	１時間までごとに	180円	
	冷暖房施設	１時間までごとに	100円	
	放送施設	１日	560円	
伯方木浦体育館		１時間までごとに	100円	200円
伯方体育センター		１時間までごとに	410円	410円

備考　略

		でごとに		
	卓球場（１台）	１時間までごとに	200円	
	トレーニング室	１人１回	120円	
		回数券11枚つづり	1,200円	
	会議室	１時間までごとに	180円	
	冷暖房施設	１時間までごとに	100円	
	放送施設	１日	560円	
伯方木浦体育館、伯方伊方体育館		１時間までごとに	100円	200円
伯方武道場		１時間までごとに	310円	
伯方体育センター		１時間までごとに	410円	410円

備考　略

議会第２回議案第55号

今治市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

旧城東小学校運動場夜間照明施設、波止浜小学校運動場夜間照明施設、朝倉中学校第２運動場夜間照明施設、鴨部小学校運動場夜間照明施設及び宮窪小学校運動場夜間照明施設を廃止しようとするもの。

今治市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例

今治市立学校運動場夜間照明施設条例（平成17年今治市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表旧城東小学校運動場夜間照明施設の項、波止浜小学校運動場夜間照明施設の項、朝倉中学校第２運動場夜間照明施設の項、鴨部小学校運動場夜間照明施設の項及び宮窪小学校運動場夜間照明施設の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

２　今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市体育施設指定管理者選定審議会の項中「、旧城東小学校運動場夜間照明施設」、「、波止浜小学校運動場夜間照明施設」、「、朝倉中学校第２運動場夜間照明施設、鴨部小学校運動場夜間照明施設」及び「、宮窪小学校運動場夜間照明施設」を削る。

「参　考」

今治市立学校運動場夜間照明施設条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>鳥生小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市南高下町三丁目３番71号</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>清水小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市五十嵐甲13番地３</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>近見中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市近見町四丁目２番57号</td></tr>
<tr><td>立花中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市立花町二丁目８番７号</td></tr>
<tr><td>桜井中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市郷桜井一丁目８番８号</td></tr>
<tr><td>南中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市松木349番地１</td></tr>
<tr><td>西中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市山路554番地３</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>九和小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市玉川町摺木甲71番地１</td></tr>
<tr><td>大西中学校運動場夜間</td><td>今治市大西町九王甲</td></tr>
</table></td>
<td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>鳥生小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市南高下町三丁目３番71号</td></tr>
<tr><td>旧城東小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市東門町四丁目３番16号</td></tr>
<tr><td>清水小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市五十嵐甲13番地３</td></tr>
<tr><td>波止浜小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市地堀一丁目３番40号</td></tr>
<tr><td>近見中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市近見町四丁目２番57号</td></tr>
<tr><td>立花中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市立花町二丁目８番７号</td></tr>
<tr><td>桜井中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市郷桜井一丁目８番８号</td></tr>
<tr><td>南中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市松木349番地１</td></tr>
<tr><td>西中学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市山路554番地３</td></tr>
<tr><td>朝倉中学校第２運動場夜間照明施設</td><td>今治市朝倉下甲532番地の１</td></tr>
<tr><td>鴨部小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市玉川町中村甲574番地１</td></tr>
<tr><td>九和小学校運動場夜間照明施設</td><td>今治市玉川町摺木甲71番地１</td></tr>
<tr><td>大西中学校運動場夜間</td><td>今治市大西町九王甲</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

照明施設	2280番地の１
吉海小学校運動場夜間照明施設	今治市吉海町八幡157番地
大三島中学校運動場夜間照明施設	今治市上浦町井口5610番地

照明施設	2280番地の１
吉海小学校運動場夜間照明施設	今治市吉海町八幡157番地
宮窪小学校運動場夜間照明施設	今治市宮窪町宮窪4765番地
大三島中学校運動場夜間照明施設	今治市上浦町井口5610番地

議会第２回議案第56号

今治市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市宮窪余所国農村環境改善センターを廃止し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

今治市農村環境改善センター条例（平成17年今治市条例第211号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今治市伯方農村環境改善センター条例

第２条の表今治市宮窪余所国農村環境改善センターの項を削る。

第３条中「前条の表に掲げる農村環境改善センター」を「今治市伯方農村環境改善センター」に改める。

第12条第１項中「各施設ごとに」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第３条、第８条関係）

区分＼使用時間		午前8：30～12：00	午後12：00～17：00	夜間17：00～22：00	超過料金（１時間につき）
大ホール	入場料無料	2,740円	3,300円	3,300円	1,100円
	入場料有料	5,500円	6,600円	6,600円	2,200円
会議室		540円	600円	600円	220円
調理実習室		760円	1,100円	1,640円	660円
農産加工室		320円	320円	320円	100円
健康増進室		320円	320円	320円	100円
大ホール音響設備		1,640円	1,640円	1,640円	1,100円

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

「参　考」

今治市農村環境改善センター条例改正条項新旧対照表

新

今治市伯方農村環境改善センター条例

（設置）

第２条　農村環境改善センターを次のとおり設置する。

名称	位置
今治市伯方農村環境改善センター	今治市伯方町北浦甲2178番地

（センターの構成）

第３条　今治市伯方農村環境改善センター（以下「センター」という。）は、別表の区分欄に掲げる施設をもって構成する。

（審議会）

第12条　センターの運営を適切かつ円滑に行うため、農村環境改善センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２～５　略

別表（第３条、第８条関係）

区分＼使用時間	午前 8：30～12：00	午後 12：00～17：00	夜間 17：00～22：00	超過料金（1時間につき）

旧

今治市農村環境改善センター条例

（設置）

第２条　農村環境改善センターを次のとおり設置する。

名称	位置
今治市宮窪余所国農村環境改善センター	今治市宮窪町余所国1374番地
今治市伯方農村環境改善センター	今治市伯方町北浦甲2178番地

（センターの構成）

第３条　前条の表に掲げる農村環境改善センター（以下「センター」という。）は、別表の区分欄に掲げる施設をもって構成する。

（審議会）

第12条　センターの運営を適切かつ円滑に行うため、各施設ごとに農村環境改善センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２～５　略

別表（第３条、第８条関係）

施設名	区分＼使用時間	午前 8：30～12：00	午後 12：00～17：00	夜間 17：00～22：00	超過料金（1時間につき）

大ホール	入場料無料	2,740円	3,300円	3,300円	1,100円
	入場料有料	5,500円	6,600円	6,600円	2,200円
会議室		540円	600円	600円	220円
調理実習室		760円	1,100円	1,640円	660円
農産加工室		320円	320円	320円	100円
健康増進室		320円	320円	320円	100円
大ホール音響設備		1,640円	1,640円	1,640円	1,100円

備考　略

今治市宮窪余所国農村環境改善センター	多目的ホール		1,300円	1,300円	1,300円	900円
	健康管理室		540円	540円	880円	290円
	調理実習室		1,660円	1,660円	2,200円	730円
今治市伯方農村環境改善センター	大ホール	入場料無料	2,740円	3,300円	3,300円	1,100円
		入場料有料	5,500円	6,600円	6,600円	2,200円
	研修室		540円	600円	600円	220円
	会議室		540円	600円	600円	220円
	調理実習室		760円	1,100円	1,640円	660円
	農産加工室		320円	320円	320円	100円
	健康増進室		320円	320円	320円	100円
	大ホール音響設備		1,640円	1,640円	1,640円	1,100円

備考　略

議会第２回議案第57号

今治市木工館条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市木工館を廃止しようとするもの。

今治市木工館条例を廃止する条例

今治市木工館条例（平成17年今治市条例第225号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議会第２回議案第58号

今治市定住自立圏形成方針の変更について

地方自治法第96条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第２条第１項第２号の規定により、別冊のとおり今治市定住自立圏形成方針を変更することについて議会の議決を求める。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　略

２　前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

地方自治法第96条第２項の規定による議会の
議決すべき事件を定める条例（抜すい）

（議決事件）

第２条　議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

（２）　定住自立圏構想に基づく形成協定又は形成方針の策定、変更又は廃止。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

「参　考」

今治市定住自立圏形成方針新旧対照表

新	旧
今治市は、旧今治市の今治地域と旧11町村の朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島及び関前地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「今治市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。	今治市は、旧今治市の今治地域と旧11町村の朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島及び関前地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「今治市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。
（目的） 第１条　この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第４の規定によるものをいう。）を行った今治市において、それぞれの地域の特性を活かした役割分担と互いの連携により、住民が安心して暮らせる圏域を形成するために生活機能の強化にかかる取組を推進し、人口流出に歯止めをかけるとともに、他地域からの人口流入を創出できる魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。	（目的） 第１条　この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第４の規定によるものをいう。）を行った今治市において、それぞれの地域の特性を活かした役割分担と互いの連携により、住民が安心して暮らせる圏域を形成するために生活機能の強化にかかる取組を推進し、人口流出に歯止めをかけるとともに、他地域からの人口流入を創出できる魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。
（基本方針） 第２条　今治市は、前条に規定する目的達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において、今治地域と周辺地域が相互に役割分担して連携を図りながら、共同し又は補完し合うこととする。	（基本方針） 第２条　今治市は、前条に規定する目的達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において、今治地域と周辺地域が相互に役割分担して連携を図りながら、共同し又は補完し合うこととする。
（取組事項） 第３条　前条の基本方針に従い、相互に役割	（取組事項） 第３条　前条の基本方針に従い、相互に役割

を分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は当該各号に定めるところによるものとする。

１　生活機能の強化

Ａ　医療

ア　圏域住民が安心して暮らせる医療システムの構築

ａ　取組の内容

今治地域の病院で構成される第２次救急輪番制、休日・夜間急患センター、脳疾患専門病院と連携した「t-ＰＡホットライン」、内科・小児科の在宅当番医制度の運営等の救急医療体制、及び地域がん診療連携拠点病院の済生会今治病院や周産期医療の拠点となる愛媛県立今治病院等によるがん、脳疾患、周産期、小児科医療に加え、脳神経や循環器、精神医療等を含めた高度専門医療や総合医療環境を担う病院群（以下「中核的病院群」という。）の堅持・充実を図る。

一方、看護師不足を改善するための今治看護専門学校への支援や救急搬送体制の充実等も併せて推進するとともに、周辺地域との地域間格差を是正するための病診連携等の新たな方法を検討し、概ねの医療が圏域内で完結できる地域医療システムの構築に取り組む。

ｂ　機能分担

を分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は当該各号に定めるところによるものとする。

１　生活機能の強化

Ａ　医療

ア　圏域住民が安心して暮らせる医療システムの構築

ａ　取組の内容

今治地域の病院で構成される第２次救急輪番制、休日・夜間急患センター、脳疾患専門病院と連携した「t-ＰＡホットライン」、内科・小児科の在宅当番医制度の運営等の救急医療体制、及び地域がん診療連携拠点病院の済生会今治病院や周産期医療の拠点となる愛媛県立今治病院等によるがん、脳疾患、周産期、小児科医療に加え、脳神経や循環器、精神医療等を含めた高度専門医療や総合医療環境を担う病院群（以下「中核的病院群」という。）の堅持・充実を図る。

一方、看護師不足を改善するための今治看護専門学校への支援や救急搬送体制の充実等も併せて推進するとともに、周辺地域との地域間格差を是正するための病診連携等の新たな方法を検討し、概ねの医療が圏域内で完結できる地域医療システムの構築に取り組む。

ｂ　機能分担

今治地域においては、救急医療対策協議会による救急医療体制の検討、中核的病院群による救急、高度専門、総合医療の充実とともに、日曜歯科診療等、きめ細かな医療サービスの提供により、地域医療の中心的役割を担う。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、各地域の日常医療の受け皿としての機能強化に努めるとともに、中核的病院群との病診連携等による地域間の医療格差是正策を展開する。

関前地域においては、岡村診療所の医療機能維持に努めるとともに、消防救急艇による円滑な救急搬送等、中核的病院群との連携強化策を展開する。

B　福祉

ア　子どもが真ん中のまちづくり

a　取組の内容

未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるように、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制のネットワーク化を図る。

また、地域の実情やニーズに対応するため、子育て支援サービスや教育・保育環境の充実を図るととも

今治地域においては、救急医療対策協議会による救急医療体制の検討、中核的病院群による救急、高度専門、総合医療の充実とともに、日曜歯科診療等、きめ細かな医療サービスの提供により、地域医療の中心的役割を担う。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、各地域の日常医療の受け皿としての機能強化に努めるとともに、中核的病院群との病診連携等による地域間の医療格差是正策を展開する。

関前地域においては、岡村診療所の医療機能維持に努めるとともに、消防救急艇による円滑な救急搬送等、中核的病院群との連携強化策を展開する。

B　福祉

ア　子どもが真ん中のまちづくり

a　取組の内容

未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるように、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制のネットワーク化を図る。

また、地域の実情やニーズに対応するため、子育て支援サービスや教育・保育環境の充実を図るととも

に、子育ての孤立化や不安を解消し、まちぐるみで育てていける子育てネットワークの強化を推進する。

ついては、安心して子育てできる環境整備のため、保育体制の充実を図るとともに、地域子育て支援拠点事業所における利用者支援事業等を中心に、主任児童委員、保健師、家庭相談員、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等との連携を強化し、情報の集約と児童虐待の未然防止及び発達障がいの早期発見に取り組む。

また、今治地域の児童館を拠点として、周辺地域の児童館（朝倉地域、波方地域、菊間地域、伯方地域）とのネットワーク化を推進し、各種イベントの共同開催や巡回指導等の連携事業の充実を図る。

b　機能分担

今治地域においては、就労地での保育や病院での病児保育等、都市機能を有効活用できる保育体制の充実を図る。

また、児童虐待や発達障がいにかかる周辺地域の関係機関からの情報を今治地域の専門機関に集約するネットワーク拠点の機能を担うとともに、他の地域の児童館との連携を図る。

朝倉・波方・菊間・伯方地域においては、各地域の児童館と今治地域

に、子育ての孤立化や不安を解消し、まちぐるみで育てていける子育てネットワークの強化を推進する。

ついては、安心して子育てできる環境整備のため、保育体制の充実を図るとともに、地域子育て支援拠点事業所における利用者支援事業等を中心に、主任児童委員、保健師、家庭相談員、保育所、幼稚園、小中学校等との連携を強化し、情報の集約と児童虐待の未然防止及び発達障害の早期発見に取り組む。

また、今治地域の児童館を拠点として、周辺地域の児童館（朝倉地域、波方地域、菊間地域、伯方地域）とのネットワーク化を推進し、各種イベントの共同開催や巡回指導等の連携事業の充実を図る。

b　機能分担

今治地域においては、就労地での保育や病院での病児保育等、都市機能を有効活用できる保育体制の充実を図る。

また、児童虐待や発達障害にかかる周辺地域の関係機関からの情報を今治地域の専門機関に集約するネットワーク拠点の機能を担うとともに、他の地域の児童館との連携を図る。

朝倉・波方・菊間・伯方地域においては、各地域の児童館と今治地域

の児童館との連携による各種イベントや巡回指導等を展開する。

玉川・大西地域においては、地域子育て支援拠点事業所及び今治地域が中心となったおでかけ児童館事業の活用等による子育て支援体制の充実及び児童の健全育成の推進を図る。

吉海・宮窪・上浦・大三島地域においては、伯方地域が中心となって、おでかけ児童館事業の活用等による児童の健全育成を推進する。

イ　社会福祉協議会ネットワークを活用した総合的福祉機能の充実

a　取組の内容

今治地域の今治市総合福祉センターを拠点として、社会福祉協議会（本部：今治地域、支部：朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域）機能の連携及び効率化を推進し、圏域の総合的な福祉機能の充実を図る。

b　機能分担

今治地域においては、社会福祉大会等の集約・充実を図るとともに、今治市総合福祉センターを中心とした総合的福祉ネットワークの拠点機能を担う。

周辺地域においては、各支部が地域における総合的福祉の中継的機能を担い、良質で均等な福祉サービ

の児童館との連携による各種イベントや巡回指導等を展開する。

玉川・大西地域においては、地域子育て支援拠点事業所及び今治地域が中心となったおでかけ児童館事業の活用等による子育て支援体制の充実及び児童の健全育成の推進を図る。

吉海・宮窪・上浦・大三島地域においては、伯方地域が中心となって、おでかけ児童館事業の活用等による児童の健全育成を推進する。

イ　社会福祉協議会ネットワークを活用した総合的福祉機能の充実

a　取組の内容

今治地域の今治市総合福祉センターを拠点として、社会福祉協議会（本部：今治地域、支部：朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域）機能の連携及び効率化を推進し、圏域の総合的な福祉機能の充実を図る。

b　機能分担

今治地域においては、社会福祉大会等の集約・充実を図るとともに、今治市総合福祉センターを中心とした総合的福祉ネットワークの拠点機能を担う。

周辺地域においては、各支部が地域における総合的福祉の中継的機能を担い、良質で均等な福祉サービ

スを展開する。

ウ　高齢者が安心して暮らせる圏域づくり

a　取組の内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の理解の醸成を図るとともに、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、関係機関による地域包括ケアシステムの構築による情報の集約化を推進し、高齢者包括支援体制の拠点機能を担う。また、地域ケア会議の開催や研修の実施等により、高齢者ニーズに的確に対応できる人材育成を推進する。

周辺地域においては、地域ケア会議や支所との連絡会を活用し、高齢者の相談受付や実態把握、及び収集した情報や研修参加等による人材育成と社会資源の整備を推進する。

エ　障がい者が安心できるノーマライゼーションの推進

a　取組の内容

障がい者やその家族（以下「障がい者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障

スを展開する。

ウ　高齢者が安心して暮らせる圏域づくり

a　取組の内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の理解の醸成を図るとともに、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、関係機関による地域包括ケアシステムの構築による情報の集約化を推進し、高齢者包括支援体制の拠点機能を担う。また、地域ケア会議の開催や研修の実施等により、高齢者ニーズに的確に対応できる人材育成を推進する。

周辺地域においては、地域ケア会議や支所との連絡会を活用し、高齢者の相談受付や実態把握、及び収集した情報や研修参加等による人材育成と社会資源の整備を推進する。

エ　障害　者が安心できるノーマライゼーションの推進

a　取組の内容

障害　者やその家族（以下「障害　者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障

害福祉サービスの活用等の支援を行うため、今治地域の指定相談支援事業所の機能強化や地域・障がい種別ごとに障がい者等が相談員となる相談支援体制の充実に取り組む。

また、発達障がい者やその家族（以下「発達障がい者等」という。）に対する早期かつ持続的支援を可能とするため、今治市発達支援センターを中心に就学前の発達支援や学校における発達支援、生活・就労等に関する支援及び家族に対する支援策の検討を行い、発達障がい者等が安心して社会参加できる環境づくりに取り組む。

b　機能分担

今治地域においては、指定相談支援事業者による専門的相談支援機能強化を行うとともに、障がい者団体連合会に障がい者相談員設置事業を委託し、サン・アビリティーズ今治（障がい者文化体育施設）を拠点とするきめ細かな相談支援体制を構築する。

また、障がい者相談員制度の機能強化を図るため、専門知識修得のための研修等を実施するとともに、指定相談支援事業所や地域自立支援協議会の専門家とのネットワーク化を推進する。

さらに、発達障がい者等への支援

害福祉サービスの活用等の支援を行うため、今治地域の指定相談支援事業所の機能強化や地域・障害　種別ごとに障害　者等が相談員となる相談支援体制の充実に取り組む。

また、発達障害　者に対する早期かつ持続的支援を可能とするため、今治市発達支援センターを中心に就学前の発達支援や学校における発達支援、生活・就労等に関する支援及び家族に対する支援策の検討を行い、発達障害　者やその家族（以下「発達障害者等」という。）が安心して社会参加できる環境づくりに取り組む。

b　機能分担

今治地域においては、指定相談支援事業者による専門的相談支援機能強化を行うとともに、障害　者団体連合会に障害　者相談員設置事業を委託し、サン・アビリティーズ今治（障害　者文化体育施設）を拠点とするきめ細かな相談支援体制を構築する。

また、障害　者相談員制度の機能強化を図るため、専門知識修得のための研修等を実施するとともに、指定相談支援事業所や地域自立支援協議会の専門家とのネットワーク化を推進する。

さらに、発達障害　者等　支援

体制として、今治市発達支援センターを拠点とした医療、保健、福祉、教育及び労働分野等のネットワークを構築し、その強化を図る。

周辺地域においては、サン・アビリティーズ今治に寄せられた障がい者等の相談に対し、各地域の相談員がきめ細かに対応できる相談体制づくりを推進する。

C　教育

ア　生涯学習機能を充実させる図書情報のネットワーク化

a　取組の内容

圏域の４つの図書館（中央・波方・大西・大三島）の豊富な図書資料を各地域で有効活用できるよう更なる図書情報システムの充実を図る

。

b　機能分担

今治地域においては、中央図書館を拠点に４館の図書資料の物流改善や移動図書館の充実等の図書資料貸出システムの機能強化を推進する。

波方・大西・大三島地域においては、各地域の図書館の充実に努めるとともに、ネットワークの一員とし

体制として、今治市発達支援センターを拠点とした医療、保健、福祉、教育及び労働分野等のネットワークを構築し、その強化を図る。

周辺地域においては、サン・アビリティーズ今治に寄せられた障害者等の相談に対し、各地域の相談員がきめ細かに対応できる相談体制づくりを推進する。

C　教育

ア　生涯学習機能を充実させる図書情報のネットワーク化

a　取組の内容

圏域の４つの図書館（中央・波方・大西・大三島）の豊富な図書資料を各地域で有効活用できるよう更なる図書情報システムの充実を図るとともに、将来的には、各地域の小中学校が保有する図書資料の相互貸出や図書資料利用サービスの充実を図るため、公民館等を含めた相互のシステムの統合を検討する。

b　機能分担

今治地域においては、中央図書館を拠点に４館の図書資料の物流改善や移動図書館の充実等の図書資料貸出システムの機能強化を推進する。

波方・大西・大三島地域においては、各地域の図書館の充実に努めるとともに、ネットワークの一員とし

て４館の図書資料を円滑に利活用できる貸出サービスを展開する。	て４館の図書資料を円滑に利活用できる貸出サービスを展開する。
朝倉・玉川・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・関前地域においては、４館の図書資料の有効な利活用のために、移動図書館の充実等に努めるとともに公民館図書室との連携により図書館サービスの地域格差解消に努める。	朝倉・玉川・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・関前地域においては、４館の図書資料の有効な利活用のために、移動図書館の充実等に努める。
イ　文化･スポーツ関連施設のネットワーク化	イ　文化･体育関連施設のネットワーク化
a　取組の内容	a　取組の内容
各地域に多数存在する文化･スポーツ施設の総点検を行い、スポーツ施設においては公共施設案内･予約システム（以下「予約システム」という。）の更なる充実等を図り、文化施設においても将来的にその機能を有効活用できる施策等を検討する。また、文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。	各地域に多数存在する文化･体育施設の総点検を行い、体育施設においては公共施設案内･予約システム（以下「予約システム」という。）の更なる充実等を図り、文化施設においても将来的にその機能を有効活用できる施策等を検討する。また、文化・体育施設の充実に努め、利活用を促進する。
b　機能分担	b　機能分担
今治地域においては、予約システムの機能充実を図り、利便性の高い利用サービス体制を構築するとともに、各地域の文化施設の収蔵品の巡回展示等による美術館･博物館のネットワーク化を検討する。	今治地域においては、予約システムの機能充実を図り、利便性の高い利用サービス体制を構築するとともに、各地域の文化施設の収蔵品の巡回展示等による美術館･博物館のネットワーク化を検討する。
また、市営中央体育館における各種スポーツ教室等の充実や圏域の拠点となるスポーツパークの整備	また、市営中央体育館における各種スポーツ教室等の充実や圏域の拠点となるスポーツパークの整備

やスポーツ施設の充実を図るほか、今治城や河野美術館等の文化施設の充実を図るとともに、文化交流を促す場としての交流拠点施設の整備を検討する。

朝倉地域においては、朝倉Ｂ＆Ｇ海洋センター、朝倉緑のふるさと公園運動場及び朝倉ふるさと美術古墳館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

玉川地域においては、玉川近代美術館、玉川総合公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、美術館における企画展の開催等により、利活用を促進する。

波方地域においては、波方公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

大西地域においては、大西藤山歴史資料館、大西体育館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

菊間地域においては、菊間緑の広場公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、大会誘致等による利活用を促進する。

吉海地域においては、吉海郷土文化センター、吉海Ｂ＆Ｇ海洋センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。

やスポーツ施設の充実を図るほか、今治城や河野美術館等の文化施設の充実を図るとともに、文化交流を促す場としての交流拠点施設の整備を検討する。

朝倉地域においては、朝倉Ｂ＆Ｇ海洋センター、朝倉緑のふるさと公園運動場及び朝倉ふるさと美術古墳館等の文化・体育施設の充実に努め、利活用を促進する。

玉川地域においては、玉川近代美術館、玉川総合公園等の文化・体育施設の充実に努め、美術館における企画展の開催等により、利活用を促進する。

波方地域においては、波方歴史民俗資料館、波方公園運動場等の文化・体育施設の充実に努め、利活用を促進する。

大西地域においては、大西藤山歴史資料館、大西体育館等の文化・体育施設の充実に努め、利活用を促進する。

菊間地域においては、菊間緑の広場公園運動場等の文化・体育施設の充実に努め、大会誘致等による利活用を促進する。

吉海地域においては、吉海郷土文化センター、吉海Ｂ＆Ｇ海洋センター等の文化・体育施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアム、宮窪石文化運動公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

伯方地域においては、伯方体育センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

上浦地域においては、村上三島記念館、上浦多々羅スポーツ公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

大三島地域においては、大三島美術館、ところミュージアム大三島、岩田健母と子のミュージアム、大三島緑の村運動広場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。また、伊東豊雄建築ミュージアムにおいては、ワークショップ開催等ソフト事業との連携や今治地域と連携した利活用を展開する。

D　産業振興

ア　「海事都市今治」の推進

a　取組の内容

広域合併に伴い、海運・造船・舶用工業（以下「海事産業」という。）の世界的な集積地を形成した圏域の特性を活かすため、内外に向けて

宮窪地域においては、村上水軍博物館、宮窪石文化運動公園等の文化・体育施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

伯方地域においては、伯方ふるさと歴史公園、伯方体育センター等の文化・体育施設の充実に努め、利活用を促進する。

上浦地域においては、村上三島記念館、上浦多々羅スポーツ公園運動場等の文化・体育施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

大三島地域においては、大三島美術館、ところミュージアム大三島、岩田健母と子のミュージアム、大三島緑の村運動広場等の文化・体育施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。また、伊東豊雄建築ミュージアムにおいては、ワークショップ開催等ソフト事業との連携や今治地域と連携した利活用を展開する。

D　産業振興

ア　「海事都市今治」の推進

a　取組の内容

広域合併に伴い、海運・造船・舶用工業（以下「海事産業」という。）の世界的な集積地を形成した圏域の特性を活かすため、内外に向けて

「海事都市今治」の情報発信を行い、海を活かした圏域づくりを推進する。また、海事産業関係地域では、人材育成や新たな技術導入、今治市造船振興計画に基づいた立地促進等に連携して取り組み、持続的な海事産業振興を推進する。

また、海賊文化等を背景とした海や船への関心を深める海事教育の展開等、圏域が一丸となって次世代の海事産業を担う人材の育成に取り組み、世界有数の海事都市としての基盤を強化する。

b　機能分担

今治地域においては、愛媛県立今治工業高等学校と連携した造船技術者等を養成する教育環境の整備に向けた取組を推進し、今治地域造船技術センターを拠点として次世代に造船技術・技能等を継承する人材育成に官民一体となって取り組むとともに、海事イベントの開催や啓発事業の展開等による「海事都市今治」の情報発信を推進する。

波方地域においては、なみかた海の交流センターを活用した海事産業の啓発及び国立波方海上技術短期大学校を中心に海運業の人材育成事業等を展開する。

大西地域においては、造船・舶用工業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

「海事都市今治」の情報発信を行い、海を活かした圏域づくりを推進する。また、海事産業関係地域では、人材育成や＿＿＿＿＿＿今治市造船振興計画に基づいた立地促進等に連携して取り組み、持続的な海事産業振興を推進する。

また、水軍文化等を背景とした海や船への関心を深める海事教育の展開等、圏域が一丸となって次世代の海事産業を担う人材の育成に取り組み、世界有数の海事都市としての基盤を強化する。

b　機能分担

今治地域においては、＿＿＿＿今治工業高等学校と連携した造船技術者等を養成する教育環境の整備に向けた取組を推進し、今治地域造船技術センターを拠点として次世代に造船技術・技能等を継承する人材育成に官民一体となって取り組むとともに、海事イベントの開催や啓発事業の展開等による「海事都市今治」の情報発信を推進する。

波方地域においては、なみかた海の交流センターを活用した海事産業の啓発及び国立波方海上技術短期大学校を中心に海運業の人材育成事業等を展開する。

大西地域においては、造船・舶用工業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

吉海地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアムにおける海賊講座の開催等による海事都市の歴史的背景の周知に努め、海事都市構想にかかる圏域の一体感醸成につながる事業を展開する。

伯方地域においては、海運・造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

大三島地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

イ　「ものづくり」のまちとして持続的に発展するための商工業の振興

a　取組の内容

造船・タオル・瓦産業等、卓越した技術力により発展してきた圏域の地場産業をさらに発展させるため、社会情勢や消費者ニーズの変化に対応したデジタル技術の導入や新技術の創生、新製品開発、ブランド化等を推進するとともに、内外への需要拡大に努める。また、熟練の技術・技能等の継承による次世代の人材育成にも取り組み、持続的な地域雇用の受け皿確保に努める。

一方、急速に変化する社会経済情勢に対応するための新産業創出対

吉海地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

宮窪地域においては、村上水軍博物館　　における水軍講座の開催等による海事都市の歴史的背景の周知に努め、海事都市構想にかかる圏域の一体感醸成につながる事業を展開する。

伯方地域においては、海運・造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

大三島地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

イ　「ものづくり」のまちとして持続的に発展するための商工業の振興

a　取組の内容

造船・タオル・瓦産業等、卓越した技術力により発展してきた圏域の地場産業をさらに発展させるため、社会情勢や消費者ニーズの変化に対応した　　新技術の創生、新製品開発、ブランド化等を推進する　　。また、熟練の技術・技能等の継承による次世代の人材育成にも取り組み、持続的な地域雇用の受け皿確保に努める。

一方、急速に変化する社会経済情勢に対応するための新産業創出対

策として、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどを活用したテレワークやワーケーションといった新しい働き方の推進を加速させ、今治地域地場産業振興センター（以下「地場産センター」という。）を拠点とした起業家への支援等を積極的に展開し、大学等との連携により、若者の定住につながる新たな経済基盤を確立する。

また、新たな産業・流通・交流等の拠点として の今治新都市開発整備地区 において未分譲地への誘致を推進するとともに、まちなか の副次核として高等教育機関等教育機能、試験研究拠点機能等の充実も図る。

さらに、奨励金制度の活用等により、市内の企業はもとより、市外企業を含めて幅広く雇用の拡大と創出につながる企業誘致に努めるとともに、企業がこれからも本市で事業活動を継続できる環境の整備に努める。

b　機能分担

今治地域においては、タオル産業の更なる飛躍を図るため、愛媛県立愛媛中央産業技術専門校や愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センターと連携した人材育成、技術開発、また、外部の有能な人材活用に

策として、 今治地域地場産業振興センター（以下「地場産センター」という。）を拠点とした大学との連携、起業家への支援等を積極的に展開し、 若者の定住につながる新たな経済基盤を確立する。

また、新たな産業・流通・交流等の拠点として分譲・計画中の今治新都市開発整備地区（以下「新都市地区」という。）において未分譲地への誘致を推進するとともに、中心市街地の副次核として高等教育機関等教育機能、試験研究拠点機能等の充実も図る。

さらに、奨励金制度の活用等により、市内の企業はもとより、市外企業を含めて幅広く雇用の拡大と創出につながる企業誘致に努めるとともに、企業がこれからも本市で事業活動を継続できる環境の整備に努める。

b　機能分担

今治地域においては、タオル産業の更なる飛躍を図るため、愛媛県立今治高等技術専門校 や愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センターと連携した人材育成、技術開発、また、外部の有能な人材活用に

よるブランド化の推進及びマネジメントの強化等を展開する。 また、地場産センターを拠点として 「インキュベーション施設（ＩＢＩＣ）」の運営による起業家育成を実施し、産・学・官や農・商・工等の連携推進により、新産業創出事業を展開する。 さらに、食品、エネルギー産業といった本市の多様な産業が市内外の様々な資源を活用し、さらに飛躍するための環境整備に取り組む。 一方、企業 の誘致を推進するため、立地奨励金の交付等、様々な誘致策を展開する。 波方・菊間地域においては、エネルギー産業の振興に努める。 菊間地域においては、ブランド化による瓦製造業の再生等を推進する。 吉海・宮窪地域においては、「大島石」ブランドを活かした石材業振興策等を展開する。 伯方・大三島地域においては、全国的な生産量を誇る製塩業のブランド化等を展開する。	よるブランド化の推進及びマネジメントの強化等を展開する。 また、地場産センターを拠点として「愛媛大学サテライトオフィス」の活用による産・学・官連携推進、「インキュベーション施設（ＩＢＩＣ）」の運営による起業家育成、農・商・工連携推進等、新産業創出事業を展開する。 さらに、食品産業やエネルギー産業について、関係企業・機関との連携を密にして、操業環境等の充実に努める。 一方、新都市地区への企業や獣医師養成系大学等の高等教育機関等の誘致を推進するため、立地奨励金の交付等、様々な誘致策を展開する。 波方・菊間地域においては、エネルギー産業の振興に努める。 菊間地域においては、ブランド化による瓦製造業の再生等を推進する。 吉海・宮窪地域においては、「大島石」ブランドを活かした石材業振興策等を展開する。 伯方・大三島地域においては、全国的な生産量を誇る製塩業のブランド化等を展開する。
ウ　まちなかにおけるにぎわい・交流	ウ　中心市街地における賑わい・交流

の創出 a　取組の内容 今治地域のまちなか　に集積している都市機能を再認識し、空洞化の進む　　市街地機能の再生を図るため、誰もが住みやすい居住環境や便益機能の整備を図り、まちなか居住を促進する取組を進める。 また、みなと交流センター「はーばりー」や海のコンコース等を活用した今治港周辺のにぎわい創出や、中心商店街の空き店舗の解消に向けた施策等の実施など、市街地空間を効果的に活用し、まちなかで過ごす機会や場所、回遊性を高める取組を進める　　。 さらには、今治駅・今治港を観光拠点として位置づけ、今治城を核とした歴史・文化資源との連携を図り、新たな視点でまちなか　の再生を図る。 b　機能分担 今治地域においては、　　行政、産業界、市民等が連携し、まちなかの魅力を高める取組等　　を展開する。 朝倉・玉川地域においては、まちなか　の都市機能を利用するため	の創出 a　取組の内容 今治地域の中心市街地に集積している都市機能を再認識し、空洞化の進む中心市街地機能の再生を図るため、誰もが住みやすい居住環境や便益機能の整備を図り、まちなか居住を促進する取組を進める。 また、瀬戸内しまなみ海道の開通により交通の拠点機能が低下した今治港や中心商店街を交流拠点として再生するため、定期的なイベント開催やまちづくり活動への支援、空き店舗・大型店舗の跡地を活用した商業施設の整備やチャレンジショップ開設、みなと交流センターの活用及び個性的な「食文化」の創生への支援等により、賑わい創出を促進する。 さらには、今治駅・今治港を観光拠点として位置づけ、今治城を核とした歴史・文化資源との連携を図り、新たな視点で中心市街地の再生を図る。 b　機能分担 今治地域においては、第２期今治市中心市街地再生基本計画に沿って、行政、産業界、市民等が連携し、一体となって中心市街地活性化推進事業を展開する。 朝倉・玉川地域においては、中心市街地の都市機能を利用するため

の道路網やバス路線の利便性向上策等を展開する。 波方・大西・菊間地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網やバス路線、及びＪＲを活用した利便性向上策等を展開する。 吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網や高速バス路線、及び航路を活用した利便性向上策等を展開する。	の道路網やバス路線の利便性向上策等を展開する。 波方・大西・菊間地域においては、中心市街地の都市機能を利用するための道路網やバス路線、及びＪＲを活用した利便性向上策等を展開する。 吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域においては、中心市街地の都市機能を利用するための道路網や高速バス路線、及び航路を活用した利便性向上策等を展開する。
エ　多彩な地勢を活かした農産物のブランド化 a　取組の内容 島しょ部や山間部を含む多彩な地勢を活かし、各地域に適した品種を選定し、有機栽培等により付加価値を高めながら安全な農作物のブランド化を図るため、農業生産流通基盤整備等を推進する。 また、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿鳥獣被害（イノシシ等）対策として、捕獲や防護柵設置に対する支援等による被害防止に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に向け、学校や都市住民による利活用等を含めた対策を検討する。 一方、課題とされる担い手確保対策として、新規就労者や中核的経営者の経営改善への支援や技術研修	エ　多彩な地勢を活かした農産物のブランド化 a　取組の内容 島しょ部や山間部を含む多彩な地勢を活かし、各地域に適した品種を選定し、有機栽培等により付加価値を高めながら安全な農作物のブランド化を図るため、農業生産流通基盤整備等を推進する。 また、周辺地域を中心に被害が増加している鳥獣被害（イノシシ等）対策として、捕獲や防護柵設置に対する支援等による被害防止に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に向け、学校や都市住民による利活用等を含めた対策を検討する。 一方、課題とされる担い手確保対策として、新規就労者や中核的経営者の経営改善への支援や技術研修

のほか、大都市圏等からの新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

b　機能分担

今治地域においては、都市近郊型の産地として良質な農産物を生産する役割のほか、農産物の集荷・販売拠点として、また、観光客等の宿泊・飲食の拠点としての役割を果たすため、地元で生産される農産物の情報発信及び宿泊施設や飲食店における良質な食の提供等を推進する。また、農業まつり等の地域連携イベントの開催等により、地域農産物の魅力の発信やイメージ向上に取り組むなど、食と農のまちづくりによる安全な食のブランドの構築に努める。さらに、農業講座や研修等を通じ、将来にわたって農を支える人材育成を推進する。

一方、鳥獣被害防止対策については、圏域の被害状況や捕獲状況等を情報収集し、各関連機関と連携してより効果的な対策の検討を行い、周辺地域への情報発信や助言等を通じて、市内全域での被害防止を推進する。

朝倉地域においては、良質な米の供給に加え、イチゴやブロッコリー等の野菜類や梨のブランド化を推進し、朝倉臼坂ふるさと交流館での販売促進や今治地域と連携した消

のほか、大都市圏等からの新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

b　機能分担

今治地域においては、都市近郊型の産地として良質な農産物を生産する役割のほか、農産物の集荷・販売拠点として、また、観光客等の宿泊・飲食の拠点としての役割を果たすため、地元で生産される農産物の情報発信及び宿泊施設や飲食店における良質な食の提供等を推進する。また、農業まつり等の地域連携イベントの開催等により、内外の消費者に対する地産地消のＰＲを展開する。

。さらに、農業講座や研修等を通じ、将来にわたって農を支える人材育成を推進する。

一方、鳥獣被害防止について は、圏域の猟友会本部として各地域の応援要請に積極的に対応し、周辺地域と連携して

被害防止を推進する。

朝倉地域においては、良質な米の供給に加え、イチゴやブロッコリー等の野菜類や梨のブランド化を推進し、朝倉臼坂ふるさと交流館での販売促進や今治地域と連携した消

費拡大策を推進する。

玉川地域においては、良質な米の供給に加え、マコモダケの特産化や直販所「湖畔の里」等での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

波方地域においては、柑橘類の生産拡大や落葉果樹（もも）のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

大西地域においては、集落営農の拡充を図り、良質な米の供給に加え、「はれひめ」「せとか」等の柑橘類のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

菊間地域においては、養豚や柑橘類の生産拡充及びブランド化を推進し、観光農園の活用等による今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

吉海地域においては、グリーンアスパラ等の特産品のブランド化や柑橘類の生産拡充を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

宮窪地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

伯方地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

上浦地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化に加え、「ふれ

費拡大策を推進する。

玉川地域においては、良質な米の供給に加え、マコモダケの特産化や直販所「湖畔の里」等での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

波方地域においては、柑橘類の生産拡大や落葉果樹（もも）のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

大西地域においては、集落営農の拡充を図り、良質な米の供給に加え、「はれひめ」「せとか」等の柑橘類のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

菊間地域においては、養豚や柑橘類の生産拡充及びブランド化を推進し、観光農園の活用等による今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

吉海地域においては、グリーンアスパラ等の特産品のブランド化や柑橘類の生産拡充を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

宮窪地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

伯方地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

上浦地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化に加え、「ふれ

あい屋台市」等を活用した販売拡充を推進する。

大三島地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進するとともに、道の駅等での販売促進に加え、滞在型農園施設「ラントゥレーベン大三島」を活用した交流促進事業を推進する。

関前地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、魅力的な「しまなみグリーンツーリズム」を展開するとともに、今治地域の都市機能との連携を強化し、新しい農の取組を推進する。

オ　急潮流が育む水産物のブランド化

a　取組の内容

日本三大急潮流の来島海峡を中心に広がる好漁場において、様々な漁法で漁獲される天然魚介類や養殖魚等、多彩な水産物のブランド化を展開するため、水産資源保護や水産物供給基盤整備等を推進する。また、良質な漁場環境を維持するための海岸清掃、藻場づくり、漁民の森づくり等の取組に対しては、関係者の連携強化とともに市民参加を呼

あい屋台市」等を活用した販売拡充を推進する。

大三島地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進するとともに、道の駅等での販売促進に加え、滞在型農園施設「ラントゥレーベン大三島」を活用した交流促進事業を推進する。

関前地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、魅力的な「しまなみグリーンツーリズム」を展開するとともに、今治地域の都市機能との連携を強化し、新しい農の取組を推進する。

周辺地域においては、今治地域との連携を密にし、鳥獣被害防止の取組を推進する。

オ　急潮流が育む水産物のブランド化

a　取組の内容

日本三大急潮流の来島海峡を中心に広がる好漁場において、様々な漁法で漁獲される天然魚介類や養殖魚等、多彩な水産物のブランド化を展開するため、水産資源保護や水産物供給基盤整備等を推進する。また、良質な漁場環境を維持するための海岸清掃、藻場づくり、漁民の森づくり等の取組に対しては、関係者の連携強化とともに市民参加を呼

びかけ、「海のまち」の環境保全に努める。

一方、課題とされる担い手確保対策として、中核的漁業者や女性起業家グループ等への経営強化・改善の支援を行うとともに、大都市圏等からの新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

b　機能分担

今治地域においては、地域水産物の産地としての役割のほか、水産物の集荷・販売拠点、また、観光客への宿泊・飲食拠点としての役割を果たすため、新鮮な水産物の流通や宿泊・飲食施設における良質な食の提供等を推進する。また、漁協まつり等の地域連携イベント開催等による内外の消費者に対する地域水産物のＰＲを展開する。

波方・菊間地域においては、多彩な天然魚介類の産地としての役割のほか、ひじき・ちりめん等のブランド化を展開する。

吉海地域においては、島じゃこ天・ひじき等のブランド化や道の駅や民宿における観光客への良質な食の提供、地曳網体験の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

宮窪地域においては、多彩な天然魚介類や養殖魚の島しょ部の陸揚げ拠点としての役割とともに、観光

びかけ、「海のまち」の環境保全に努める。

一方、課題とされる担い手確保対策として、中核的漁業者や女性起業家グループ等への経営強化・改善の支援を行うとともに、大都市圏等からの新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

b　機能分担

今治地域においては、地域水産物の産地としての役割のほか、水産物の集荷・販売拠点、また、観光客への宿泊・飲食拠点としての役割を果たすため、新鮮な水産物の流通や宿泊・飲食施設における良質な食の提供等を推進する。また、漁協まつり等の地域連携イベント開催等による内外の消費者に対する地域水産物のＰＲを展開する。

波方・菊間地域においては、多彩な天然魚介類の産地としての役割のほか、じゃこカツ・ちりめん等加工品のブランド化を展開する。

吉海地域においては、島じゃこ天・ひじき等のブランド化や道の駅や民宿における観光客への良質な食の提供、地曳網体験の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

宮窪地域においては、多彩な天然魚介類や養殖魚の島しょ部の陸揚げ拠点としての役割とともに、観光

客に対する潮流体験や漁師市による良質な魚介類の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

伯方・上浦・大三島地域においては、魚介類の養殖を中心とした産地の役割を担うとともに、大三島地域の水産加工場を活用して水産加工品のブランド化を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

関前地域においては、怒サバ等多彩な天然魚介類の産地として、本州方面に向けた地域水産物のブランド化を展開する。

カ　低炭素社会づくりと連携した林業振興

a　取組の内容

材木の生産とともに、水源涵養機能や災害防止のための間伐を促進し、低炭素社会づくりと連携して林業振興を図る。また、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿市民参加の植樹事業等を積極的に推進し、圏域住民の環境保全意識の啓蒙に努める。

b　機能分担

今治地域においては、地元産材の住宅への利用推進を展開するとともに、間伐材の利活用及びそれらを展開する団体の育成等を推進するほか、企業の森づくりの推進等、都

客に対する潮流体験や漁師市による良質な魚介類の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

伯方・上浦・大三島地域においては、魚介類の養殖を中心とした産地の役割を担うとともに、大三島地域の水産加工場を活用して水産加工品のブランド化を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

関前地域においては、怒サバ等多彩な天然魚介類の産地として、本州方面に向けた地域水産物のブランド化を展開する。

カ　低炭素社会づくりと連携した林業振興

a　取組の内容

材木の生産とともに、水源涵養機能や災害防止のための間伐を促進し、低炭素社会づくりと連携して林業振興を図る。また、「水源の森基金」等を活用した市民参加の植樹事業等も積極的に推進し、圏域住民の環境保全意識の啓蒙に努める。

b　機能分担

今治地域においては、地元産材の住宅への利用推進を展開するとともに、間伐材の利活用及びそれらを展開する団体の育成等を推進するほか、企業の森づくりの推進等、都

市住民の環境保全意識の啓蒙活動を展開する。	市住民の環境保全意識の啓蒙活動を展開する。
朝倉・玉川・菊間地域においては、地元材の効率的な搬出のための林道整備等の林業基盤整備を図るほか、森林組合等と連携し、市有林・民有林の適正管理による水源涵養機能や災害防止機能の強化及び材木や間伐材の利活用推進策を展開する。	朝倉・玉川地域においては、地元材の効率的な搬出のための林道整備等の林業基盤整備を図るほか、森林組合等と連携し、市有林・民有林の適正管理による水源涵養機能や災害防止機能の強化及び材木や間伐材の利活用推進策を展開する。
キ　多彩な地域資源を活かした観光産業の振興	キ　多彩な地域資源を活かした広域観光圏の創出
a　取組の内容	a　取組の内容
多彩な自然景観・歴史文化・産業、また、ウォーキング・サイクリング・グリーンツーリズム等の体験ができる地域資源を観光資源としてブラッシュアップし、関連団体や事業者との連携や、近隣・関連する他地域との連携を強化し、地域ＤＭＯである（一社）しまなみジャパンを中心に、地域が一体となってターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施する。	多彩な自然景観・歴史文化・産業、また、ウォーキング・サイクリング・グリーンツーリズム等の体験ができる地域資源を観光資源としてブラッシュアップし、広域観光周遊ルート等を活かして広域観光連携を強化するとともに、内外に情報発信することで、広域観光圏としてのブランド化を推進する。
また、日本遺産に認定された村上海賊のストーリーや四国遍路により培われた「おもてなしの文化」を人的・文化的地域資源として充実させるため、観光客対応等の観光教育を実施し、観光人材やガイドの育成に努めるほか、サイクリング	また、日本遺産に認定された四国巡礼により培われた「おもてなしの文化」を人的・文化的地域資源として充実させるため、外国人観光客対応等の観光教育を実施し、観光人材の育成に努めるほか、

環境の改善、交通アクセスや観光案内標識等観光インフラの充実も併せて推進し、圏域内の受け入れ環境を改善することで観光客を増やし、観光消費額を増加させ、もって圏域の観光産業の振興を図る。

b　機能分担

今治地域においては、交通のターミナル機能や宿泊施設・飲食等の集積を活かし、イベントや合宿の誘致を推進　　する。また、サイクリングの拠点機能の充実や観光人材育成教育等の展開により、各地域の地域資源を　　戦略的に連携させる役割を担う。

一方、城下町としての伝統・文化、「ものづくり」のまちとしての造船・タオル・食品産業等の産業観光等も併せて推進する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・関前地域においては、国立公園や県立自然公園等の自然環境とともに、朝倉地域のタオル美術館、玉川地域の鈍川温泉、波方・大西地域の造船工場、菊間地域のかわら館・瓦工場、関前地域の安芸灘とびしま海道等、各地域の地域資源を活かした産業観光・体験型観光を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、瀬戸内しまなみ海道や瀬戸内海国立公園の自然景観、

　　交通アクセスや観光案内標識等観光インフラの充実も併せて推進する　　。

b　機能分担

今治地域においては、交通のターミナル機能や宿泊施設・飲食等の集積を活かし、イベントや合宿の誘致を進め、魅力的な観光圏のＰＲ等を展開する。また、サイクリングの拠点機能の充実や観光人材育成教育等の展開により、各地域の地域資源や取組を体系的・戦略的に連携させる役割を担う。

一方、城下町としての伝統・文化、「ものづくり」のまちとしての造船・タオル・食品産業等の産業観光等も併せて展開する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・関前地域においては、国立公園や県立自然公園等の自然環境とともに、朝倉地域のタオル美術館、玉川地域の鈍川温泉、波方・大西地域の造船工場、菊間地域のかわら館・瓦工場、関前地域の安芸灘とびしま海道等、各地域の地域資源を活かした産業観光・体験型観光を展開する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、瀬戸内しまなみ海道や瀬戸内海国立公園の自然景観、

大山祇神社や村上海賊等の伝統・文化、瀬戸内しまなみ海道を活かしたサイクリングやウォーキング及び潮流体験や体験型観光農園等のエコツーリズム・グリーンツーリズム等を推進する。

E　消防・防災

ア　圏域住民が安心して暮らせる消防・防災体制の強化

a　取組の内容

島しょ部や山間部を含む広域で多様な地勢を有し、近年では、地震等の自然災害の大規模化が懸念されている。これらの災害に迅速かつ的確に対応できる防災拠点施設整備を行うとともに、市民へ避難勧告等の情報を確実に届けるため、緊急防災情報伝達システムの構築を進める。また、機動性に優れた常備消防の確立及び12方面隊で構成される非常備消防組織の充実強化を図る。

同時に、職員への防災知識の普及及び訓練研修の継続により、機能する危機管理体制の構築を推進する。また、各地において防災意識の啓発及び訓練などを実施するとともに、自主防災組織の育成及び防災士の養成により、地域防災力の向上を図る。

大山祇神社や水軍文化等の伝統・文化、瀬戸内しまなみ海道を活かしたサイクリングやウォーキング及び潮流体験や体験型観光農園等のエコツーリズム・グリーンツーリズム等、多彩な地域資源の充実及びそのネットワーク化を展開する。

E　消防・防災

ア　圏域住民が安心して暮らせる消防・防災体制の強化

a　取組の内容

島しょ部や山間部を含む広域で多様な地勢を有し、近年では、地震等の自然災害の大規模化が懸念されている。これらの災害に迅速かつ的確に対応できる防災拠点施設整備を行うとともに、市民へ避難勧告等の情報を確実に届けるため、緊急防災情報伝達システムの構築を進める。また、機動性に優れた常備消防の確立及び12方面隊で構成される非常備消防組織の充実強化を図る。

同時に、職員への防災知識の普及及び訓練研修の継続により、機能する危機管理体制の構築を推進する。また、各地において防災意識の啓発及び訓練などを実施するとともに、自主防災組織の育成及び防災士の養成により、地域防災力の向上を図る。

b　機能分担

今治地域においては、市役所本庁を中心とした災害対策本部体制強化のため、支所及び消防も含めた実動訓練、図上型訓練及び職員研修等を実施するとともに、消防本部を拠点とした常備・非常備消防体制の連携強化を図ることで、圏域の危機管理体制の中核を担う。

朝倉・玉川地域においては、山林火災防止対策及び消火体制向上に向け、機能強化を展開する。

波方・菊間地域においては、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等を図るため、防災体制の向上に向け、機能強化を展開する。

伯方地域においては、有人__離島における消防・救急体制の基幹となる消防救急艇を配備し、離島における災害対応の向上に向け、機能強化を展開する。

F　生活インフラの整備

ア　圏域の水道事業の集約とネットワーク

a　取組の内容

圏域住民に安全な水を提供し、また、効率的な水道事業運営をするため、陸地部の今治・朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域の６水道事業を統合し、島しょ部の越智諸島水道事

b　機能分担

今治地域においては、市役所本庁を中心とした災害対策本部体制強化のため、支所及び消防も含めた実動訓練、図上型訓練及び職員研修等を実施するとともに、消防本部を拠点とした常備・非常備消防体制の連携強化を図ることで、圏域の危機管理体制の中核を担う。

朝倉・玉川地域においては、山林火災防止対策及び消火体制向上に向け、機能強化を展開する。

波方・菊間地域においては、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等を図るため、防災体制の向上に向け、機能強化を展開する。

伯方地域においては、有人９離島における消防・救急体制の基幹となる消防救急艇を配備し、離島における災害対応の向上に向け、機能強化を展開する。

F　生活インフラの整備

ア　圏域の水道事業の集約とネットワーク

a　取組の内容

圏域住民に安全な水を提供し、また、効率的な水道事業運営をするため、第１段階として、島しょ部の越智諸島水道事業と吉海簡易水道事業の統合を進める。第２段階とし

業との２事業にする。関前地区の簡易水道事業は、水道事業と同じ公営企業会計に編入する。

b　機能分担

今治地域においては、施設の老朽化、水質の向上、管理施設の集約に対応するため、小泉浄水場を高橋地区へ移転・新設し、圏域の基幹施設の役割を担う。

朝倉地域においては、水需要の動向を考慮しながら、他地域との連携を検討する。

玉川地域においては、水需要の動向、自己水源の状態を考慮しながら、他地域からの送水も検討する。

波方地域においては、今治地域からの送水を展開する。

大西地域においては、国道ルートからの送水に加え、越智西部広域農道ルートを使用し、今治地域からの送水を展開する。

菊間地域においては、越智西部広域農道ルートを使用し、今治

て、今治・朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域の６水道事業、来島・小島・馬島簡易水道事業、玉川中村簡易水道事業、大西別府西簡易水道事業の３簡易水道事業及び玉川力石飲料水供給施設の統合を進める。第３段階として、上記二つの水道事業の統合を進める。

b　機能分担

今治地域においては、施設の老朽化、水質の向上、管理施設の集約に対応するため、小泉浄水場を高橋地区へ移転・新設し、圏域の基幹施設の役割を担う。

朝倉地域においては、荒屋敷浄水場の次期更新を行わず、今治地域の桜井浄水場からの送水を展開する。

玉川地域においては、自己水源を廃止し、今治地域に新設する浄水場からの送水と朝倉地域峠浄水場から送水を展開する。

波方地域においては、自己水源を廃止し、今治地域からの送水を展開する。

大西地域においては、現在の今治地域からの送水に加え、越智西部広域農道ルートに今治地域からの送水管を新設し、山側からの配水も展開する。

菊間地域においては、自己水源を廃止し、大西地域越智西部広域農道ルートを菊間地域まで延伸し、今治

地域からの送水を展開する。

吉海地域と越智諸島水道事業の一部区域（宮窪・伯方地域）に対し、来島海峡大橋添架の送水管により、今治地域から送水を展開する。

関前岡村・小大下地域へは、とびしま海道添架の送水管を使用し、調整池等の施設を経由して、広島県からの送水を展開する。

イ　圏域のし尿処理事業の集約とネットワーク

a　取組の内容

圏域のし尿処理事業（以下「処理事業」という。）の効率化を推進するため、今治地域に新たに建設したし尿処理施設（以下「新施設」という。）が平成27年度に供用開始となり、新施設において、集約化された処理事業を円滑に推進する。また、し尿の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、し尿収集運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努める。

b　機能分担

今治地域においては、新施設での円滑な処理を推進する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、新施設への円滑な運搬体制の充実を図る。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、新施設への運搬経

地域からの送水を展開する。

吉海地域と越智諸島水道事業の一部区域（宮窪・伯方地域）に対し、来島海峡大橋添架の送水管により、今治地域から送水を展開する。

イ　圏域のし尿処理事業の集約とネットワーク

a　取組の内容

圏域のし尿処理事業（以下「処理事業」という。）の効率化を推進するため、今治地域に新たに建設したし尿処理施設（以下「新施設」という。）が平成27年度に供用開始となり、新施設において、集約化された処理事業を円滑に推進する。また、し尿の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、し尿収集運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努める。

b　機能分担

今治地域においては、新施設での円滑な処理を推進する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、新施設への円滑な運搬体制の充実を図る。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、新施設への運搬経

費支援等の維持に努める。

ウ　圏域のごみ処理施設の集約とネットワーク

a　取組の内容

今治地域、宮窪地域、伯方地域、大三島地域で行われている圏域のごみ処理事業（以下「処理事業」という。）の効率化を推進するため、今治地域に新たに建設したごみ処理施設（以下「新施設」という。）が平成30年度に供用開始となり、宮窪地域、伯方地域、大三島地域に受入中継施設が整備された。

新施設において、集約化された処理事業を円滑に推進するとともに、地域を守る防災拠点としての役割を担い、市民に親しまれる施設運営に努める。また、一般廃棄物の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、一般廃棄物運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努める。

b　機能分担

今治地域においては、新施設での円滑な処理を推進するとともに防災拠点としての機能維持を図る。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、新施設への円滑な運搬体制の充実を図る。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、受入中継施設へ搬

費支援等の維持に努める。

ウ　圏域のごみ処理施設の集約とネットワーク

a　取組の内容

今治地域、宮窪地域、伯方地域、大三島地域で行われている圏域のごみ処理事業（以下「処理事業」という。）を今治地域に集約し効率化を図るとともに、周辺環境に配慮した循環型社会にふさわしい施設整備を推進する。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の防災拠点となるような機能を有する施設整備を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、新たなごみ処理施設（以下「新施設」という。）の整備（平成30年度供用開始予定）により陸地部（今治地域、朝倉地域、玉川地域、波方地域、大西地域、菊間地域）及び島しょ部（吉海地域、宮窪地域、伯方地域、上浦地域、大三島地域）の処理事業を集約し効率

入できない一般廃棄物の新施設への運搬経費支援等の維持に努める。

化を図るとともに、公害防止や環境保全、防災機能等に配慮した循環型の施設整備を推進する。また、既存施設用地の有効利用を図る。

宮窪地域においては、吉海・宮窪地域の処理事業の新施設への円滑な移行を図るとともに、既存施設用地の有効利用を促進する。

伯方地域においては、伯方地域の処理事業の新施設への円滑な移行を図るとともに、既存施設用地の有効利用を促進する。

大三島地域においては、上浦・大三島地域の処理事業の新施設への円滑な移行を図るとともに、既存施設用地の有効利用を促進する。

2　結びつきやネットワークの強化

A　地域公共交通

ア　生活交通バス路線対策

a　取組の内容

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域と今治地域を結ぶ生活交通バス路線及び吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域の島内生活交通バス路線を維持・確保する。

また、瀬戸内しまなみ海道を介して島しょ部と今治地域を結んでいる高速バス路線については、圏域内の住民交流の促進及び本州地域との広域交流の促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実を図る。

2　結びつきやネットワークの強化

A　地域公共交通

ア　生活交通バス路線対策

a　取組の内容

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域と今治地域を結ぶ生活交通バス路線及び吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域の島内生活交通バス路線を維持・確保する。

また、瀬戸内しまなみ海道を介して島しょ部と今治地域を結んでいる高速バス路線については、圏域内の住民交流の促進及び本州地域との広域交流の促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実を図る。

さらに、「今治市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に適合した将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、今治駅を中心に、今治港、大型商業施設をネットワーク化する路線バスを運行し、通院・買物・観光等の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。

朝倉・玉川・菊間地域においては、各地域と今治地域、大型商業施設等を結ぶ路線バスを運行し、観光バスとしての機能も持たせるなど、地域住民の交通手段を確保するための有効かつ効率的なバス運行を推進する。

波方・大西地域においては、通勤・通学に重点を置き、各地域と今治地域を結ぶ路線バスを運行し、地域住民の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。

島しょ部の吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、島内循環路線バスを運行し、地域住民の身近な交通手段の確保及び島しょ部の各地域と今治地域を結ぶ高速バ

さらに、自動車の普及や過疎化の進行等の社会情勢の変化に適応した生活交通バス路線のあり方について調査研究し、地域公共交通全般の適正なバランスと相互連携、活性化を目的とする地域公共交通網形成計画の策定等、地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、今治駅を中心に、今治港、大型商業施設をネットワーク化する路線バスを運行し、通院・買物・観光等の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。

朝倉・玉川・菊間地域においては、各地域と今治地域、大型商業施設等を結ぶ路線バスを運行し、観光バスとしての機能も持たせるなど、地域住民の交通手段を確保するための有効かつ効率的なバス運行を推進する。

波方・大西地域においては、通勤・通学に重点を置き、各地域と今治地域を結ぶ路線バスを運行し、地域住民の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。

島しょ部の吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、島内循環路線バスを運行し、地域住民の身近な交通手段の確保及び島しょ部の各地域と今治地域を結ぶ高速バ

ス路線や航路とのアクセス手段確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。また、高速バス路線については、圏域内外の広域交流促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実を図る。

イ　生活航路対策

a　取組の内容

来島・小島・馬島（今治地域）、津島（吉海地域）、鵜島（宮窪地域）、岡村島・小大下島・大下島（関前地域）の離島住民にとって唯一の公共交通手段となる離島航路（公営・民営）については、ライフラインとして維持・確保する。

また、宮窪・伯方・大三島・関前地域と今治地域を結ぶ地方航路（第３セクター）については、バス路線とともに通勤・通学・通院・買物等にかかる生活航路として、有効かつ効率的な運航を推進する。

さらに、「今治市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に適合した将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、まちなか

ス路線や航路とのアクセス手段確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。また、高速バス路線については、圏域内外の広域交流促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実を図る。

イ　生活航路対策

a　取組の内容

来島・小島・馬島（今治地域）、津島（吉海地域）、鵜島（宮窪地域）、岡村島・小大下島・大下島（関前地域）の離島住民にとって唯一の公共交通手段となる離島航路（公営・民営）については、ライフラインとして維持・確保する。

また、宮窪・伯方・大三島・関前地域と今治地域を結ぶ地方航路（第３セクター）については、バス路線とともに通勤・通学・通院・買物等にかかる生活航路として、有効かつ効率的な運航を推進する。

さらに、瀬戸内しまなみ海道開通や過疎化の進行等の社会情勢の変化に適応した生活航路のあり方について調査研究し、地域公共交通全般の適正なバランスと相互連携、活性化を目的とする地域公共交通網形成計画の策定等、地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、中心市街地

に位置する今治港の特徴を活かし、海上交通利用者が都市機能を有効かつ効率的に利用できるよう、海上交通及び陸上交通（バス・タクシー等）との連携拠点となる今治港の機能充実を図る。

また、来島・小島・馬島住民のライフラインであり、観光航路としての機能も有する波止浜航路を維持・確保する。

吉海地域においては、津島住民のライフラインである津島航路を維持・確保する。

宮窪地域においては、鵜島住民のライフラインである鵜島航路を維持・確保する。

伯方地域においては、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路である今治航路を維持・確保する。

大三島地域については、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路であり、また、観光航路としての機能も有する今治航路を維持・確保する。

関前地域においては、地域住民のライフラインである今治航路を維持・確保する。また、圏域と本州とを結ぶ、安芸灘とびしま海道及び瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流を支える観光航路としての機能充実を図る。

に位置する今治港の特徴を活かし、海上交通利用者が都市機能を有効かつ効率的に利用できるよう、海上交通及び陸上交通（バス・タクシー等）との連携拠点となる今治港の機能充実を図る。

また、来島・小島・馬島住民のライフラインであり、観光航路としての機能も有する波止浜航路を維持・確保する。

吉海地域においては、津島住民のライフラインである津島航路を維持・確保する。

宮窪地域においては、鵜島住民のライフラインである鵜島航路を維持・確保する。

伯方地域においては、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路である今治航路を維持・確保する。

大三島地域については、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路であり、また、観光航路としての機能も有する今治航路を維持・確保する。

関前地域においては、地域住民のライフラインである今治航路を維持・確保する。また、圏域と本州とを結ぶ、安芸灘とびしま海道及び瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流を支える観光航路としての機能充実を図る。

B　デジタル･ディバイドの解消に向けたＩＣＴインフラ整備

ア　地域間格差のないＩＣＴ環境の整備

a　取組の内容

ブロードバンド等の高速通信が利用できない山間部や島しょ部の一部地域（以下「ブロードバンド・ゼロ地域」という。）においては、情報通信格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、ブロードバンド網の整備を通信事業者に働きかける。

一方、新聞、テレビ、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ等の事業者と連携しながら地上デジタル放送のデータ放送へ市政情報の提供を行い、情報取得手段の多様化を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、市営ネットワークの一部芯線の通信事業者への開放等によるインフラ整備の推進とともに、情報通信事業者、放送事業者、その他企業等と情報通信格差や難視聴の解消策、超高速情報通信網の整備等を検討、推進する役割を担う。また、市政情報のデータ放送化へ向けた検討及び実現後のデータ放送の情報発信拠点としての役割を担う。

周辺地域においては、ブロードバ

B　デジタル･ディバイドの解消に向けたＩＣＴインフラ整備

ア　地域間格差のないＩＣＴ環境の整備

a　取組の内容

ブロードバンド等の高速通信が利用できない山間部や島しょ部の一部地域（以下「ブロードバンド・ゼロ地域」という。）においては、情報通信格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、ブロードバンド網の整備を通信事業者に働きかける。

一方、新聞、テレビ、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ等の事業者と連携しながら地上デジタル放送のデータ放送へ市政情報の提供を行い、情報取得手段の多様化を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、市営ネットワークの一部芯線の通信事業者への開放等によるインフラ整備の推進とともに、情報通信事業者、放送事業者、その他企業等と情報通信格差や難視聴の解消策、超高速情報通信網の整備等を検討、推進する役割を担う。また、市政情報のデータ放送化へ向けた検討及び実現後のデータ放送の情報発信拠点としての役割を担う。

周辺地域においては、ブロードバ

ンド・ゼロ地域への情報通信網の拡張及び超高速ブロードバンド網の拡充を通信事業者へ働きかけるほか、必要に応じ衛星ブロードバンド利用の啓発を行う。

C　道路等交通インフラの整備

ア　圏域内外の交流を促進する道路インフラの整備

a　取組の内容

都市機能の集積する今治地域と周辺地域を結ぶ道路網は、住民生活に欠かせない交通基盤であるため、瀬戸内しまなみ海道や国道196号、国道317号等の幹線道路及びそれと生活拠点を結ぶ県道・市道の整備を推進し、生活拠点間の連携を強化し、利便性の向上を図る。また、これらの道路網を維持するため、道路を構成する施設の長寿命化あるいは、附属物の安全性の向上を図るとともに、緊急輸送ネットワークを構築する路線については、災害時の緊急輸送に重要な役割を果たすための耐震化を図るなど、非常時においても機能を確保できるように努める。

一方、圏域の経済基盤の充実を図るため、今治地域を結節点として中国・四国地方の高速道路網を連絡する瀬戸内しまなみ海道や今治小松自動車道及び周辺市と連絡する国

ンド・ゼロ地域への情報通信網の拡張及び超高速ブロードバンド網の拡充を通信事業者へ働きかけるほか、必要に応じ衛星ブロードバンド利用の啓発を行う。

C　道路等交通インフラの整備

ア　圏域内外の交流を促進する道路インフラの整備

a　取組の内容

都市機能の集積する今治地域と周辺地域を結ぶ道路網は、住民生活に欠かせない交通基盤であるため、瀬戸内しまなみ海道や国道196号、国道317号等の幹線道路及びそれと生活拠点を結ぶ県道・市道の整備を推進し、生活拠点間の連携を強化し、利便性の向上を図る。また、これらの道路網を維持するため、道路を構成する施設の長寿命化あるいは、附属物の安全性の向上を図るとともに、緊急輸送ネットワークを構築する路線については、災害時の緊急輸送に重要な役割を果たすための耐震化を図るなど、非常時においても機能を確保できるように努める。

一方、圏域の経済基盤の充実を図るため、今治地域を結節点として中国・四国地方の高速道路網を連絡する瀬戸内しまなみ海道や今治小松自動車道及び周辺市と連絡する国

道196号と国道317号を海事産業・タオル産業・農林水産業等、地場産業の物流を担う産業道路として、また、美しい景観や歴史・文化資源等多彩な地域資源を活かす観光道路として位置づけ、整備を促進する。

b　機能分担

今治地域においては、集約された都市機能を活かすため、道路ネットワーク機能の充実や道路利用者の利便性の向上、バリアフリー化、交通安全対策等の充実とともに、災害時の広域緊急輸送システムの中心地としての役割を担う。あわせて、道路網を維持するための橋梁等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

また、中国・四国地方の高速道路網の結節点でもある今治地域は、地場産業の物流拠点や企業誘致、観光の受け皿等の産業拠点機能強化のため、国道・県道・市道の整備・充実を展開する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、今治地域への通勤・通学・買物等にかかる補助幹線や生活道路として、また、波方・大西地域の海事産業、菊間地域の石油化学工業・瓦製造業、各地域の農林水産業等地場産業にかかる産業道路として、生活拠点や生産拠点と幹線道路となる国道196号、国道317号や県

道196号と国道317号を海事産業・タオル産業・農林水産業等、地場産業の物流を担う産業道路として、また、美しい景観や歴史・文化資源等多彩な地域資源を活かす観光道路として位置づけ、整備を促進する。

b　機能分担

今治地域においては、集約された都市機能を活かすため、道路ネットワーク機能の充実や道路利用者の利便性の向上、バリアフリー化、交通安全対策等の充実とともに、災害時の広域緊急輸送システムの中心地としての役割を担う。あわせて、道路網を維持するための橋梁等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

また、中国・四国地方の高速道路網の結節点でもある今治地域は、地場産業の物流拠点や企業誘致、観光の受け皿等の産業拠点機能強化のため、国道・県道・市道の整備・充実を展開する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、今治地域への通勤・通学・買物等にかかる補助幹線や生活道路として、また、波方・大西地域の海事産業、菊間地域の石油化学工業・瓦製造業、各地域の農林水産業等地場産業にかかる産業道路として、生活拠点や生産拠点と幹線道路となる国道196号、国道317号や県

道とのアクセス道の整備促進を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、吉海・宮窪地域の県道大島環状線・名駒友浦線、伯方地域の県道伯方環状線、上浦・大三島地域の県道大三島上浦線等の島内循環系路線とそのアクセス道の整備により、生活拠点や生産拠点と瀬戸内しまなみ海道へのアクセス機能の充実を図り、今治地域との生活・物流機能向上を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

関前地域においては、拠点港と生活拠点や生産拠点のアクセス道の確保を図る。

イ　「海のまち」の交流を支える海上交通の充実

a　取組の内容

重要港湾今治港（旅客交通拠点、国際物流ターミナル、臨海工業団地機能等）を核とした海上交通ネットワークを活かし、都市機能が集積した今治地域への島しょ部からのアクセス確保や臨海部防災拠点機能の強化による生活・物流拠点港とし

道とのアクセス道の整備促進を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、吉海・宮窪地域の県道大島環状線・名駒友浦線、伯方地域の県道伯方環状線、上浦・大三島地域の県道大三島環状線等の島内循環系路線とそのアクセス道の整備により、生活拠点や生産拠点と瀬戸内しまなみ海道へのアクセス機能の充実を図り、今治地域との生活・物流機能向上を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

関前地域においては、拠点港と生活拠点や生産拠点のアクセス道の確保を図る。

イ　「海のまち」の交流を支える海上交通の充実

a　取組の内容

重要港湾今治港（旅客交通拠点、国際物流ターミナル、臨海工業団地機能等）を核とした海上交通ネットワークを活かし、都市機能が集積した今治地域への島しょ部からのアクセス確保や臨海部防災拠点機能の強化による生活・物流拠点港とし

ての機能充実とともに、まちなかに位置する特徴を活かし、交通機能に加え、交流機能の強化に取り組み、「海のまち」にふさわしいにぎわいの港として活性化を図る。

また、各地域の港湾・漁港において、島しょ部住民の生活交通として、また、水産物陸揚げや臨海産業の連携強化による産業港として充実を図る。

b　機能分担

今治地域においては、今治港を圏域の拠点港として、また、臨海部防災拠点として耐震強化岸壁、小型船だまり、津波・高潮対策、老朽化対策等の整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。さらに、にぎわい拠点や観光交流拠点としての整備も推進する。

その他の港においては、水産物流通拠点、離島航路、観光航路の接岸等の機能維持、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。

波方・菊間地域においては、新鮮な水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

吉海・宮窪地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策及び防災拠点

ての機能充実とともに、中心市街地に位置する特徴を活かし、交通機能に加え、交流機能の強化に取り組み、「海のまち」にふさわしい賑わいの港として活性化を図る。

また、各地域の港湾・漁港において、島しょ部住民の生活交通として、また、水産物陸揚げや臨海産業の連携強化による産業港として充実を図る。

b　機能分担

今治地域においては、今治港を圏域の拠点港として、また、臨海部防災拠点として耐震強化岸壁、小型船だまり、津波・高潮対策、老朽化対策等の整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。さらに、賑わい拠点や観光交流拠点としての整備も推進する。

その他の港においては、水産物流通拠点、離島航路、観光航路の接岸等の機能維持、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。

波方・菊間地域においては、新鮮な水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

吉海・宮窪地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策及び防災拠点

港としての整備とともに、潮流体験等観光資源を活かす整備を推進する。

伯方地域においては、旅客船等の接岸、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

上浦・大三島地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等とともに、大山祇神社等の観光資源を活かす整備を推進する。

関前地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

D　地域の生産者・消費者等の連携による地産地消

ア　安全・安心な暮らしを実現する地産地消の推進

a　取組の内容

住民への安全な食の提供を目的に「今治市食と農のまちづくり条例」による地産地消・食育・有機農業等に取り組み、食と農林水産業を基軸としたまちづくりを推進する。また、圏域の魅力ある食を積極的に情報発信するとともに、消費者が安全な農水産物を購買できる環境の充

港としての整備とともに、潮流体験等観光資源を活かす整備を推進する。

伯方地域においては、旅客船等の接岸、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

上浦・大三島地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等とともに、大山祇神社等の観光資源を活かす整備を推進する。

関前地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

D　地域の生産者・消費者等の連携による地産地消

ア　安全・安心な暮らしを実現する地産地消の推進

a　取組の内容

住民への安全な食の提供を目的に「今治市食と農のまちづくり条例」に基づき、地産地消・食育・有機農業の推進等に取り組む。また、魅力ある食のブランド基準を設け、プロフェッショナル人材を活用する等、地域の新たな食のブランドを構築するとともに、地元の安全な農・水産物の購買環境の充

実を図るため、地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」をモデルに生産者の顔が見える生産・流通・販売体制の拡充を図る。

さらには、圏域の農林水産物や環境保全等への住民の理解を増進するとともに学校・家庭・地域等が連携した生涯食育を推進する。

また、地元産材の活用を促進するため、林材業振興会議を通じた地産地消の家づくりセミナーの開催等による啓発活動や地域産材の利活用に対する支援を行う。

b　機能分担

今治地域においては、圏域の農水産物の流通・販売・加工・消費の拠点としての役割を担う地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」等が魅力的な都市機能の一つとして地産地消による多様な取組を展開する。

また、食育推進の施策として、地産地消による安全・安心な学校給食の内容の充実や学校・家庭・地域等と連携した

実を図るため、大規模直販所「さいさいきて屋」をモデルに生産者の顔が見える生産・流通・販売体制の拡充に取り組む。

また、地元農林水産物や環境等への住民理解を深め、全年齢層を対象に生涯食育を推進するため、保健師、栄養士、農林水産関係者、大学、ＮＰＯ法人、行政等で構成する今治市食育推進連絡会議等の活動に対し支援するとともに、地元産材の活用を促進するため、林材業振興会議を通じ、地産地消の家づくりセミナー開催等の啓発活動や地元産材の活用に対する支援を行う。

b　機能分担

今治地域においては、大規模直販所「さいさいきて屋」等、地元農・水産物の流通・販売・消費拠点としての役割を担い、魅力的な都市機能の一つとして充実を図る。

また、子どもたちへの食育推進策として、地産地消給食への先進的取組の各地域への拡充を展開するとと

生涯食育を各地域に展開する。

周辺地域においては、有機農業や環境保全型農業の生産拡大や新鮮な水産物の流通など地産地消を支える安全な食の産地としての展開を図るほか、地域資源を有効活用する施策を推進する。

朝倉・玉川地域においては、材木生産地として地域産材への理解・啓発を図るとともに、環境保全につながる間伐材を有効活用する施策を展開する。

E　地域内外の住民との交流・移住促進

ア　地域コミュニティの再生に向けた人材・組織の育成及び連携強化

a　取組の内容

今治地域の16地区及び周辺地域（旧町村単位）で構成されているコミュニティ組織の過疎・高齢化等による機能低下を防止し、各地域・組織間の連携強化と一体感の醸成を図りながら、住民自治意識の向上に取り組む。

住民自治意識の向上にあたっては、コミュニティ組織単位の住民相互の交流と連携を深める活動、地域の生活環境を守る活動、住民相互で助け合う活動、資源リサイクル活

もに、今治市食育推進連絡会議等により、圏域の生涯食育を更に推進する。

周辺地域においては、各地域における有機農業の推進や新鮮な水産物の流通等、地産地消を支える生産地としての展開を図るほか、地産地消学校給食の推進等、安全な食に対する啓発活動を展開する。

また、朝倉・玉川地域においては、材木生産地として地元産材への理解・啓発を図るとともに、環境保全につながる間伐材の有効活用策を展開する。

E　地域内外の住民との交流・移住促進

ア　地域コミュニティの再生に向けた人材・組織の育成及び連携強化

a　取組の内容

今治地域の16地区及び周辺地域（旧町村単位）で構成されているコミュニティ組織の過疎・高齢化等による機能低下を防止し、各地域・組織間の連携強化と一体感の醸成を図りながら、住民自治意識の向上に取り組む。

住民自治意識の向上にあたっては、コミュニティ組織単位の住民相互の交流と連携を深める活動、地域の生活環境を守る活動、住民相互で助け合う活動、資源リサイクル活

動、及び世代交流促進のための活動等の支援のほか、組織や活動の規模・機能の拡充等による地域力向上を推進する。

また、地域活性化推進協議会を中心として、周辺地域の活性化を推進する。

一方、新たな市民活動の担い手となるＮＰＯ法人やボランティア団体等の育成を図るため、組織設立や活動に対する支援を行い、コミュニティの枠を超えて市民活動の中核的存在として活動できる活動基盤強化を図る。

b　機能分担

今治地域においては、コミュニティ組織の拠点機能を担い、各地区のコミュニティ組織の情報共有のためのＨＰの開設やその運営方法等の検討を行うとともに、各地域のまちづくりを担う新たな人材育成の役割を担う。

また、市民活動の拠点施設「市民活動センター（ボランティアサロン）」にて、ＮＰＯ法人やボランティア団体等の支援に取り組み、財政基盤の弱いこれらの団体育成のため、施設貸与や活動支援、法人化の初期費用支援等により自立を促進するとともに、施設の機能拡充を推進する。

周辺地域においては、各地域の地

動、及び世代交流促進のための活動等の支援のほか、組織や活動の規模・機能の拡充等による地域力向上を推進する。

また、地域活性化推進協議会を中心として、周辺地域の活性化を推進する。

一方、新たな市民活動の担い手となるＮＰＯ法人やボランティア団体等の育成を図るため、組織設立や活動に対する支援を行い、コミュニティの枠を超えて市民活動の中核的存在として活動できる活動基盤強化を図る。

b　機能分担

今治地域においては、コミュニティ組織の拠点機能を担い、各地区のコミュニティ組織の情報共有のためのＨＰの開設やその運営方法等の検討を行うとともに、各地域のまちづくりを担う新たな人材育成の役割を担う。

また、市民活動の拠点施設「市民活動センター（ボランティアサロン）」にて、ＮＰＯ法人やボランティア団体等の支援に取り組み、財政基盤の弱いこれらの団体育成のため、施設貸与や活動支援、法人化の初期費用支援等により自立を促進するとともに、施設の機能拡充を推進する。

周辺地域においては、各地域の地

域活性化推進協議会を中心として地域資源を活かした活性化策の検討及び実践を展開するとともに、各地域の実情に応じた市民活動の拠点施設の整備検討を行うほか、ＮＰＯ法人等と協働事業を展開する。

イ　多様なニーズに対応できる移住･交流環境整備

a　取組の内容

都市部の田舎暮らし希望者へ今治市移住・定住・交流のためのポータルサイトや愛媛県が運営する移住・定住・就職支援サイト等を活用した情報発信を行うとともに、先輩移住者や地域住民が移住者を支える仕組みを構築するなど、圏域が一体となって移住希望者のサポート体制を構築する。

移住希望者や移住者からの相談等に応えるとともに、移住希望者の不安や障害を除去するために、愛媛県の空き家情報バンクや移住支援団体などと連携・調整し、住居や職に対するアドバイスを行う。また、体験ツアーの受け入れや広報媒体の役割も担う。このほか、「地域おこし協力隊」をはじめとした外部人材の活用も推進する。

また、空き家情報等を収集した

域活性化推進協議会を中心として地域資源を活かした活性化策の検討及び実践を展開するとともに、各地域の実情に応じた市民活動の拠点施設の整備検討を行うほか、ＮＰＯ法人等と協働事業を展開する。

イ　多様なニーズに対応できる移住･交流環境整備

a　取組の内容

都市部の田舎暮らし希望者へ「えひめ移住支援ポータルサイト」等を活用した情報発信を行うとともに、今治地域を拠点として各地域に移住サポーターを配置する今治市移住交流支援チームを設置し、圏域が一体となって移住希望者のサポート体制を構築する。

移住サポーターは、移住相談等により移住希望者の不安や障害を除去するとともに、住居や職に対するアドバイスを行う。また、体験ツアーの受け入れや広報媒体の役割も担う。このほか、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」等外部人材の活用も推進する。

また、空き家情報等を収集した

「空き家バンク」のさらなる充実化と、それに伴って機動的に実施する入居支援策の展開によって、定住の受け皿となる住宅の確保に努める。

b　機能分担

今治地域においては、愛媛県と連携して移住希望者の新規開拓や情報提供を行うとともに、転職希望者やフリーランスの移住を促進するために、空き家バンクやコワーキングスペース等を運営する民間事業者、地域体験提供者などと連携したワーケーションの実施提案などを通じて、周辺地域へのコンシェルジュ機能を担う。

朝倉・玉川地域においては、「里山暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れ体制の充実を推進する。

吉海・宮窪・伯方地域においては、グリーンツーリズムを活用して「島暮らし」や「漁村暮らし」をＰＲするとともに、宮窪地域の漁業や石材業、伯方地域の海事関連産業等の担い手の積極的な受け入れを展開する。

上浦・大三島地域においては、大三島地域の「ラントゥレーベン大三島」「クルツラントゥレーベン大三島」を中心とした移住者受け入れ体制の整備を図るとともに、先輩移住者や地域コミュニティ　　と

「空き家バンク」の　　充実　　や入居支援策も検討し　　、定住の受け皿となる住宅の確保に努める。

b　機能分担

今治地域においては、愛媛県と連携して移住希望者の新規開拓や情報提供を行うとともに、　　空き家バンクや体験ツアー紹介のポータルサイト及び　　周辺地域へのコンシェルジュ機能を担う。

朝倉・玉川地域においては、「里山暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れ体制の充実を推進する。

吉海・宮窪・伯方地域においては、グリーンツーリズムを活用して「島暮らし」や「漁村暮らし」をＰＲするとともに、宮窪地域の漁業や石材業、伯方地域の海事関連産業等の担い手の積極的な受け入れを展開する。

上浦・大三島地域においては、大三島地域の「ラントゥレーベン大三島」「クルツラントゥレーベン大三島」を中心とした移住者受け入れ体制の整備を図るとともに、既　移住者を中心とする移住サポーターと

連携した移住の促進に関する取組を展開する。また、ところミュージアム大三島や岩田健母と子のミュージアム、伊東豊雄建築ミュージアムを活用した若手芸術家・建築家等の受け入れも推進し、総合的な「移住メインエリア」の役割を担う。

関前地域においては、「離島暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れを展開する。

3　圏域マネジメント能力の強化

A　中心市等における人材の育成

ア　圏域の自立を担う人材の育成

a　取組の内容

住民一人一人が、地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるまちづくりを推進し、住民がずっと住み続けたい、暮らしたいと思える魅力的な定住圏形成に向け、行政・産業・地域づくりなど、様々な分野の人材育成に取り組む。

b　機能分担

今治地域においては、質の高い市民サービスの提供へとつなげていくため、今治市人財開発支援方針に基づき職員の人財開発に努め、市職員等の能力向上を促進する。

また、市民の主体的な活動の支援や、市民や企業等との協働による施策展開を推進するとともに、幼少期

連携した体験ツアーやお試し居住等の施策を展開する。また、ところミュージアム大三島や岩田健母と子のミュージアム、伊東豊雄建築ミュージアムを活用した若手芸術家・建築家等の受け入れも推進し、総合的な「移住メインエリア」の役割を担う。

関前地域においては、「離島暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れを展開する。

3　圏域マネジメント能力の強化

A　中心市等における人材の育成

ア　圏域の自立を担う人材の育成

a　取組の内容

住民一人一人が、地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるまちづくりを推進し、住民がずっと住み続けたい、暮らしたいと思える魅力的な定住圏形成に向け、行政・産業・地域づくりなど、様々な分野の人材育成に取り組む。

b　機能分担

今治地域においては、質の高い市民サービスの提供へとつなげていくため、今治市人財開発支援方針に基づき職員の人財開発に努め、市職員等の能力向上を促進する。

また、市民の主体的な活動の支援や、市民や企業等との協働による施策展開を推進するとともに、幼少期

からの地域産業の歴史や魅力の普及啓発及び、大学や今治地域造船技術センター等での人材育成を支援し、地域の担い手の育成と地域への定着を推進する。

周辺地域においては、各地域の多彩な自然・歴史・文化等を活かし、民間団体等の創意工夫による持続的で自立的な地域づくりへの取組を支援し、地域団体の連携強化や、地域の特性を次世代に伝承できる人材の育成を展開する。

B　中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

ア　外部人材の活用による活性化の推進

a　取組の内容

大都市圏等からの人口の流入を創出できる魅力的な定住圏の形成に向け、各種施策の質の向上を図るため、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等の分野において、専門的知識や経験を有する外部人材の活用を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等、様々な分野の拠点機能の強化を図るため、マネジメントやコンサルティング能力に優れた外部人材の活用を推進する。

からの地域産業の歴史や魅力の普及啓発及び、大学や今治地域造船技術センター等での人材育成を支援し、地域の担い手の育成と地域への定着を推進する。

周辺地域においては、各地域の多彩な自然・歴史・文化等を活かし、民間団体等の創意工夫による持続的で自立的な地域づくりへの取組を支援し、地域団体の連携強化や、地域の特性を次世代に伝承できる人材の育成を展開する。

B　中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

ア　外部人材の活用による活性化の推進

a　取組の内容

大都市圏等からの人口の流入を創出できる魅力的な定住圏の形成に向け、各種施策の質の向上を図るため、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等の分野において、専門的知識や経験を有する外部人材の活用を推進する。

b　機能分担

今治地域においては、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等、様々な分野の拠点機能の強化を図るため、マネジメントやコンサルティング能力に優れた外部人材の活用を推進する。

周辺地域においては、地域活動を牽引できる人材・組織の育成や過疎・高齢化等の地域課題の解決に向け、「地域おこし協力隊」等の外部人材を継続的に活用し、新たな地域社会の担い手確保策として、これらの人材の定住につながる施策を検討、展開する。	周辺地域においては、地域活動を牽引できる人材・組織の育成や過疎・高齢化等の地域課題の解決に向け、「地域おこし協力隊」等の外部人材を継続的に活用し、新たな地域社会の担い手確保策として、これらの人材の定住につながる施策を検討、展開する。

議会第２回議案第59号

船舶交通特別会計への繰入れについて（令和３年度）

船舶交通特別会計は、令和３年度今治市一般会計から107,369千円以内を繰り入れる。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「参　照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第６条　公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第５条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

議会第２回議案第60号

港湾事業特別会計への繰入れについて（令和３年度）

港湾事業特別会計は、令和３年度今治市一般会計から115,991千円以内を繰り入れる。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「参　照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第６条　公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第５条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

議会第２回議案第61号

小規模下水道特別会計への繰入れについて（令和３年度）

小規模下水道特別会計は、令和３年度今治市一般会計から644,577千円以内を繰り入れる。

令和３年３月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「参　照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第６条　公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第５条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。